

政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年5月26日（木）16：30～19：15

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：細野内閣総理大臣補佐官、西山審議官（原子力安全・保安院）、
坪井審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、
松本本部長代理（東京電力株式会社）

* 文中敬称略

○司会

お待たせしまして大変申し訳ございませんでした。ただ今から、政府・東京電力統合対策室の合同記者会見を始めさせていただきます。式次第がございますけれども、これの3.でございますが、関係機関からの説明から入らせていただければというふうに思います。まず、1つ目のテーマでございますが、環境モニタリングについて、東京電力からサイト内における環境モニタリング結果について説明いたします。

＜環境モニタリングについて＞

○東京電力

東京電力の松本でございます。それでは、東京電力から4つの資料を御説明させていただきます。まず、空気中の放射性物質の分析の結果でございます。資料のタイトルで申し上げますと、「福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について」、サブタイトルが「第62報」になっております。こちらは毎日、発電所の西門、それから、福島第二原子力発電所のモニタリングポストの1番でダストの分析を行っているものでございます。ページをめくっていただきまして、分析結果を書かせていただきましたけれども、ヨウ素131で空気中の濃度限度に対する割合が0.02ということになっております。そのほか、本日は5月9日に採取いたしました空気中のプルトニウムの分析結果でございます。同じく、第一原子力発電所の西門で採取いたしましたダストを日本分析センターさんの方で分析していただきまして、プルトニウム238、239、240については検出限界未満でございました。経時変化の様子につきましては、お手元の4ページ目、5ページ目を御覧いただければというふうに思っております。それから続きまして、海水の放射性物質の濃度分析の結果でございます。資料のタイトルを申し上げますと、「福島第一原子力発電所付近の海水からの放射性物質の検出について」、サブタイトルが「第

64 報」になるものでございます。こちらに関しましては、第一原子力発電所の沿岸部、それから沖合に関しましてサンプリングを行った結果を示させていただきました。ページをめくっていただきまして、2 枚目に主要 3 核種の濃度を書かせていただいておりますけれども、現在、最高のところでセシウム 134 が北側の放水口で 1.3 倍というような状況でございます。それから、海水につきましても、本日、プルトニウムの分析結果を決定させていただいております。採取地点は、福島第一原子力発電所 5、6 号機北側、それから南放水口付近、それから第一原子力発電所の沖合 15 キロ、それから第二原子力発電所の沖合 15 キロの地点でございます。こちら、日本分析センターさんの方をお願いして分析したものでございますが、いずれの採取地点におきましても 238、239、240 については検出されずという状況でございます。ページをめくっていただきますと、経時変化の方をグラフにして御提供させていただきました。続きまして、海水中の分析結果でもう 1 つ、資料がございます。「茨城県沖における海水中の放射性物質の核種分析の結果について続報 3」ということで、A4 縦の 1 枚物、裏表の資料を御覧ください。こちらにつきましては、文部科学省さんと協力させていただきまして、茨城県側の沖合 3 キロの地点の 5 箇所のサンプリング結果でございます。裏面に採取地点と分析結果を載せておりますけれども、いずれの地点でも検出限界未満でございました。それから、最後にもう 1 つ資料がございますが、これは、柏崎の話でございますので、後ほど御紹介させていただきます。以上でございます。

○司会

ありがとうございます。続きまして、文部科学省より環境モニタリング結果等につきまして説明いたします。

○文部科学省

文部科学省の坪井でございます。お手元に資料を 3 種類お配りしております。「環境モニタリングの結果について」ということで、本体と別冊、また、「福島県内における学校等のモニタリング結果等について」ということで、1 つ資料をお配りしております。まず、環境モニタリングの結果でございますが、全国的な放射能水準調査、定時降下物、上水等についてということで、こちらは大きな変化はございません。また、発電所周辺の調査ということで、空間線量率、積算線量、ダストサンプリングなどにつきましても大きな変化は特にございません。海洋についても、得られた新しいデータを付けてございますが、こちらにも大きな変化はないということでございまして、いずれにしても、原子力安全委員会の方で評価をいただいているものでございます。最後の、3 つ目の資料

でございますが、学校等のモニタリング結果でございます。まず、開いていたいて別紙 1 というところが、空間線量率のデータでございます。こちらについては、測定日の直後のプレス等でも既に御説明させていただいたデータについて、本日、原子力安全委員会の方に報告したものでございます。規制値である $3.8 \mu\text{Sv/h}$ を超えている学校は今のところございません。また、4 月以降のデータをグラフ化したもの、これも前回、1 度お出ししておりますが、それに最新データを付け加えたものでございます。それぞれ、基本的には減少傾向が見られているということでございます。これが、各学校別にずっと表が付いております。途中のページ数を打ってなくて恐縮ですが、グラフが終わった後のところに別紙 2 という資料がございます。これは、学校の先生に簡易線量計を持っていただいて、実際の学校生活での線量を測定したデータを集約したものでございまして、1 度 4 月末のものは御報告させていただきましたが、今回、5 月 9 日～15 日と 16 日～22 日のそれぞれの週についての報告を取りまとめたものでございます。積算線量の時間当たりの平均値は、 $0.19 \mu\text{Sv}$ でございました。これを年間の線量に、200 日、1 日 8 時間ということで、学校にいる間の積算線量にいたしますと、 0.31mSv という値に計算されるものでございます。たまたま、5 月 9 日の週も 5 月 16 日の週も平均値は同じということでございました。あとは、それぞれの学校の先生方に持っていただいた生データを、それぞれ個別のデータをお付けさせていただいております。最後のページでございますけれども、先ほどのデータは線量率が高かった学校、55 校についてまずデータを取っているものでございますが、それ以外の福島県の学校にもこの簡易型の線量計をお配りしてデータを取ろうという計画のものでございます。約 1,700 校くらいあるわけでございますけれども、そちらの学校に線量計を 1 つずつお配りして、先生に持っていただきまして、その報告をまた今後、取りまとめていくこととしているものでございます。簡単でございますが、以上でございます。

○司会

ありがとうございました。それでは、モニタリングの最後でございますが、原子力安全委員会から環境モニタリング結果の評価につきまして説明いたします。

○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤でございます。私の方からは 5 月 26 日付、原子力安全委員会の「環境モニタリング結果の評価について」という 1 枚紙、それからこちらの参考資料を使って説明させていただきます。

まず、1 番の空間放射線量でありますけれども、大きな変化はございません。

それで、ちょっとこちらの参考資料の４ページ～７ページを御覧いただきたいと思います。郡山、二本松、本宮、それから飯館など、モニタリング強化計画に基づきまして測定ポイントを増やしたところについての結果が出てございます。全体的な傾向としては、これまで行われているモニタリングの状況と合っているという状況でございます。それから、２の空気中の放射性物質濃度でありますけれども、これも特段、大きな変化がないという状況であります。４の環境試料であります。参考資料の１８ページを御覧いただきますと、発電所の３０キロ圏内の海での放射性物質の濃度ということで、これは２３日に東京電力の方で採取した試料についての分析結果でありますけれども、データが得られている全てのポイントで検出限界以下、あるいは濃度限度以下という状況でございます。資料の裏面にいきまして５番目が全国的な放射能水準調査の結果でありますけれども、こちらについても、大きな変化がなく推移しているという状況でございます。私からは以上でございます。

○司会

ありがとうございました。それでは、２つ目の項目でございますけれども、各プラントの状況につきまして東京電力から説明いたします。

＜プラント状況について＞

○東京電力

それでは、お配りしました配付資料に従いまして御説明させていただきたいと思います。まず１点目は、福島第一原子力発電所の状況ということで、Ａ４縦の１枚物の方を御覧ください。「福島第一原子力発電所の状況」という１枚物でございます。まず、表面の方でございますけれども、タービン建屋の地下のたまり水の処理でございますけれども、２号機のトレンチ立坑から集中廃棄物処理建屋への移送につきましては、現在、移送を継続しておりますけれども、間もなく予定移送量に到達いたしますので、その手前で中断する予定でございます。３号機に関しましては、昨日から雑固体廃棄物減容処理建屋の方への移送は中断しておりますけれども、その際、水位の低下が確認されておりますので、原因を調査しております。現時点では、雑固体廃棄物減容処理建屋からプロセス主建屋へ向かうトレンチのところに水の流入があるということで、そちらの方の確認を進めている段階でございます。それから、トレンチの立坑、タービン建屋の水位につきましては、会見終了時までには最新の実績値をお知らせしたいと思っております。それから、放射性物質のモニタリングでございますけれども、こちらは先ほど資料で申し上げたとおりになります。使用済燃料プールの注水と放水でございますけれども、本日の実績といたしましては、２号機に

対しまして 10 時 06 分～11 時 36 分に使用済燃料プールの冷却材、浄化系により
ます淡水とヒドラジンを約 53 t 注水いたしております。裏面の方にいていた
だきまして、原子炉への注水でございますが、1 号機が 6 m³/h、2 号機が 7、
3 号機の方が現在、消火系から 3、それから給水系で 13.5 という注水量でご
いますけれども、今後、圧力容器の監視をしながら、まず、消火系の注水量を
3 から 2 に減らすということで考えております。4 号機、5 号機、6 号機の共
用プールに関しましては、特に事項はございません。それから、窒素ガスの封
入でございますけれども、本日、11 時の段階で格納容器の圧力といたしまして
は 132.3k Pa、封入量が 32,300 m³でございます。その他、作業の実績等につ
きましては、本日、会見終了時に御案内させていただきたいというふうに考
えております。それから、最後の 2 つのところでございますけれども、2 号機に
しましては原子炉建屋二重扉付近のダストサンプルを行うため、社員によりま
す入室を予定しております。実績等が判明次第、皆さまの方に御報告させて
いただきたいと思います。それから、同じくその下でございますけれども、
14 時 45 分から 2 号機の注水ラインの切り替えに伴います配管工事の準備とい
うことで、復水器の水をタービン建屋の方に移送を行っております。この資料に
つきましては以上でございます。それから、お手元の方にプラントパラメータ
関係の資料、A4 横の 1 枚物、それから、モニタリング結果につきましては時間
のあるときに御確認くださればというふうに思っております。それから、サイ
ト内の放射性物質の分析の結果でございますが、2 点ございます。1 点目は資
料のタイトルで申し上げますと「福島第一原子力発電所取水口付近で採取した
海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果について」、サブタイトルが「5
月 25 日採取分」ということになります。こちらは、2 号機、3 号機の取水口付
近から高濃度の汚染水が漏出した関係で、防波堤の内側に対しましてサンプリ
ングを行った結果でございます。ページをめくっていただきますと、測定結果
を載せさせていただいております。また、4 ページ目からは経時変化を記載さ
せていただいておりますけれども、横ばいないしは減少傾向ということでござ
いますので、新たな漏出はないというふうに判断いたしております。それから、
もう 1 つがサブドレンの分析結果でございます。資料のタイトルで申しますと
「福島第一原子力発電所タービン建屋付近のサブドレンからの放射性物質の検
出について」ということで、A4 縦の 5 枚物になります。こちらは、タービン建
屋の高濃度の汚染水が地下水側に漏出していないかということ、週 3 回測定
いたしまして観測しているものでございます。ページをめくっていただきます
と、裏面の方に昨日の採取の分析結果、それからその次のページ以降、経時変
化の方を記載させていただきました。タービン建屋側から地下水側への漏出は
ないというふうに判断いたしております。それから、新しい御紹介事項といた

しまして、A4 縦の 1 枚物でございますけれども、「福島第一原子力発電所 1 ～ 4 号機タービン建屋及び原子炉建屋への放射性物質の飛散防止剤の散布開始について」ということで御紹介させていただきます。飛散防止剤に関しましては、4 月 26 日からクローラダンプを使用した飛散防止剤の本格散布を実施しておりますけれども、5 月 27 日から屈折放水車、下の赤い消防車がございますけれども、この消防車、それから、コンクリートポンプ車、右側の黄色い車でございますけれども、この 2 台を使いまして 1 ～ 4 号機のタービン建屋及び原子炉建屋本体への飛散防止剤の散布を開始したいというふうに考えております。これまで、クローラダンプ若しくは有人によりまして敷地の平面あるいはのり面のところを散布しておりましたけれども、今回はこの 2 台の車を使用いたしまして建屋本体に散布剤を撒きたいというふうに考えております。特に、屈折放水車に関しましては、東京消防庁様からこの屈折消防車については譲り受けたということがございます。この場をかりまして御礼申し上げます。裏側の方に飛散防止剤の散布工程がございますけれども、5 月 27 日、明日から 1 号機のタービン建屋周りに関しまして散布を行う予定になります。その後、この図に書いてございますスケジュールに従いまして順次散布を行う予定でございますが、今後、天候等によりましては、一部延期という可能性がございます。本資料につきましては以上でございます。それから最後に、右肩でお知らせと書いてございますけれども、こちらは「柏崎刈谷原子力発電所の放射性物質の定期測定における微量な放射性物質の検出について」ということで、柏崎刈谷原子力発電所の方では定期的に生物の測定を行っておりますけれども、5 月 23 日に採取いたしました海藻からごく微量のヨウ素 131 を検出したということがございます。こちらにつきましては、福島第一原子力発電所の事故により大気に放出された放射性物質の影響によるものというふうに判断いたしております。東京電力からは以上でございます。

○司会

ありがとうございました。それでは、以上で説明を終わりにさせていただきます。それでは、これから質疑に入らせていただきます。たくさんの方に御質問いただきますように、毎回、お願いしておりますけれども、御質問につきましては冒頭にまとめていただきまして、可能な限り 1 人 1 回ということで、再質問はお受けいたしますので、よろしくお願いします。また、挙手いただきまして誰に対する質問か、所属とお名前も是非よろしくお願いします。それでは、御質問のある方、挙手をお願いいたします。1 番端の 1 番前の方と、2 列目の後ろから 2 人目の白い服の方、お願いいたします。どうぞ。

<質疑応答>

○TBS テレビ 松原

Q：細野さんに、SPEEDI についてお聞きしたいんですが、SPEEDI の公表がされなかった故に、事故の後、結果的により高い線量の方に移動して避難された方がいらっしゃるんです。そうした方は、何でもっと早く出してくれなかったんだと訴えていらっしゃるんですが、これに対して細野さんはどういうふうに答えられますか。

A：（細野補佐官）この統合会見を始めましてから、SPEEDI のデータというのは公開すべきだというふうに考えまして、2 回に分けて大量のデータを公開いたしました。元々 SPEEDI というのは税金で作られている仕組みでございますので、その結果については公開をするべきものだったというふうに考えています。そして今、御指摘の初期の段階の SPEEDI のデータというものについて、本来、活用されていれば様々な効果があったのではないかと、そういった部分については、これはもう徹底的に検証してどうだったのかということについて明らかにされなければならないと思います。私自身はまだその部分の検証作業そのものを自分でまだできていないものですから、大変申し訳ないのですが、具体的にどうかと言われると答えるだけの情報を今、私は持ち合わせておりません。

Q：放射線量が高い方に避難してしまった方々、この方々に対する健康管理を政府としてはどうフォローされていきますか。

A：（細野補佐官）そうした方々がいらっしゃるとしたら、政府として当然、様々な対応が必要だと思いますが、様々なケース、様々な状況の中で、放射線の懸念を持っておられる方がいらっしゃるでしょうから、そうした幅広い皆さんのニーズに応えていく必要があるというふうに思います。

Q：もう 1 つだけ、SPEEDI について、以前、パニックを起こさないためにというのが実態なんではないかと細野さんがおっしゃったと思うのです。枝野官房長官は公開しなかった判断は政府中枢の判断ではないとおっしゃっているんですが、それでは、これは誰の判断だったと今の段階でお考えですか。

A：（細野補佐官）そうした SPEEDI の様々なシミュレーションをしているということ自体を、私は存じ上げなかったですし、恐らく官房長官も御存じないということで言われたんだというふうに思います。様々な SPEEDI の元々目的

としているシミュレーションの在り方でなかったりとか、必ずしも現実的ではない仮定を置いてシミュレーションをしていたりであるとか、そういったことを総合的に考えて出すべきではないという判断をそれぞれのところでしたんだらうというふうに思います。統一的などういう形での決定がなされたのかということについては、私は存じ上げません。

Q：確認です。細野さんは公開を直後から速やかにすべきだったと思われるということですね。

A：（細野補佐官）公開すべきだったと思いますし、何よりも私は、初期の段階から SPEEDI をしっかり回して、そして、どういう状況なのかということを知りたいと思っていました。ですから、何度も SPEEDI はどうなんだということは申し上げてきたものですから、そういうった意味では、公開の仕方を含めてしっかり検証が必要だ、特にそこは検証が必要だというふうに思います。

○司会

すみません、御所属とお名前をお願いいたします。

Q：TBS の松原でございます。

○司会

ありがとうございます。それでは、2 番目の方お願いします。

○TBS テレビ 渡部

Q：TBS の渡部です。3 号機の汚染水の移送先について東電にお聞きしたいんですが、集中廃棄物処理施設からの水漏れについてなんですけれども、建物内部、トレンチに漏れた可能性があると言ってますけれども、放射性物質の濃度に変化がないということですが、地下に漏れ出た可能性もあるんじゃないかという気がするんですが、その辺はいかがでしょうか。

A：（東電）その可能性は全くゼロではないと思いますけれども、現時点で、地下のサブドレン水の監視を続けておりますけれども、ヨウ素ですとかセシウムといった今回、濃度が高い物質は今のところ、地下水の方から確認できてはおりませんので、建屋の中にとどまっていると判断いたしております。

Q：ということは、通路の方が可能性は高いということですか。

A：（東電）通路の方は今、もう見えておりますので、通路の方に水が入っているということが確認できておりますので、現時点では地下水というよりもその通路のところに流出、いわゆる雑固体廃棄物減容処理建屋の止水工事の一部不十分だったところからプロセス主建屋に向かう通路のところに漏れているというふうに考えております。こちらの排水につきましては、図面の方を準備いたしておりますので、明日には皆さまの方に配付できるというふうに考えております。

Q：ありがとうございます。

○司会

それでは、ほかにいかがでしょうか。先ほどの方の前の方と、こちらの列の前から3番目の方。

○フリーランス 上杉

Q：フリーランスの上杉隆です。細野補佐官に質問です。本日、国会の方でNGOのグリーンピースが記者会見をして、海産物の放射能汚染についての海外の研究所の2箇所の発表をいたしました。どれもが基準値を大きく超えて、それをそのまま摂取すれば健康に被害が及ぶという内容ではあるんですが、1つ伺いたいのは、今週月曜日の会見で細野補佐官が、グリーンピースのそういう値も参考にするという事で、今後の政府の海産物調査について言及されましたが、これが今日、出た時点での感想、現在の見解と、あともう1つ、グリーンピースが政府に5項目の申し入れ、要請を行いました。その中で、即時、海産物の漁獲、加工、流通、販売の中止ということをやっておりますが、政府としてはそのような考えがあるのかどうか、併せて伺いたいと思います。ちなみに、私はグリーンピースの回し者ではなく、鯨も大好きですので誤解のないようによろしく願いいたします。

A：（細野補佐官）上杉さんが書かれた記事は私も拝見をいたしまして、どういったデータが出ているのかということについても、非常に注目をしていたしました。水産庁にどういった調査をしているのかということも、今、確認をしておりまして、先日の御質問いただいた折に十分答え切れなかったですが、かなり頻繁に調査をしておりまして、そのデータというのは水産庁のホームページでも公開を、もう常にリアルタイムでしているということでございました。この場所でも、1度どこかで公開しているデータではあるんですが、改

めて御説明をさせていただけるようであれば、それはちょっと機会を改めて考えたいというふうに思っております。参考にすると申し上げた1つの私自身のこれは関心事というふうに申し上げると、例えば、骨を取っているところなんかは、最終的な調査は日本の水産庁なり文部科学省ということになるわけですが、そこでは取っていないケースが多いんです。ただ、実際には、例えば骨ごと食べる魚もあるわけですから、そういったものについては、骨もしっかり取って、何らかの危険な物質が含まれていないかどうかというのは調べるべきだろうと思っております。そのことは申し上げてあります。ただ、骨まで取るとそれはそれでまた時間がかかるというようなこともあるようでございますから、これは全ての魚種にということではなかなかいかないかもしれませんが、そういった記録も皆さんにお示しをできるような状況まで、できるだけ持っていきたいなと思っております。即時中止をということに関しては、もちろん危険なものを流通させるというわけにはいきませんので、しっかり見るべきだというふうには思うんですが、一方で、日本には魚を食べるという強い習慣があるわけでございますから、安全なものは供給すべきだというふうに思いますので、日本全体で魚の供給を中止するというのは、これはとてもできる状態ではない、安全なものをしっかり供給するということが政府の役割だというふうに思います。

Q：すみません、追加で1点だけ。即時中止の部分は、該当して汚染の基準を超えたものに関しての海域等での漁獲の即時停止ということと、あと同時に、即時停止にして、当然ながら日本の漁業は守らなければいけないんですが、当事者責任において東京電力への全額補償等ということも併せて政府に要求されているようですが、それについてはいかがでしょうか。

A：（細野補佐官）そういった趣旨であれば、もちろん危険なものを流通させない、そういったことについて停止をしていくことは、当然、国の責任としてもあるというふうに思います。あとは、どういうふうにモニタリングをきちんとするのかということと、実際にそういうものが流通しないように、こういったチェック体制があるのかということについては、これはもう再検証して、いい方向に持っていきたいというふうに思います。

○司会

よろしいでしょうか。それでは、先ほど御指名した方。

○読売新聞 佐藤

Q：読売の佐藤です。先ほど、3時半の武藤さんの会見で出た訂正の関係で、引き続き松本さんと細野さんに伺いたいんです。最初に、松本さんへの質問は、いわゆる最初に21日に公表した段階では本店の関係者から聞き取って本店にあったメモを確認した、その後、24～25日にかけて1Fサイドの人間からヒアリングをしたらこういうことになったという御説明でしたが、具体的に、例えば本店内では何人くらいに聞き取りをしたのか、あるいは誰が聞き取りをしたのか、あるいは当たったメモというのはこういった類のメモでどれくらいの分量があったのか。それと比して24～25日にかけて1Fに対しては、先ほど3人という数字があったような気がしましたが、誰が聞き取りをやって、向こうで当たっていた記録というものがどの程度あったものなのか、要はどういう調査をやったのかというディテールをもう少し詳しくお願いします。それを踏まえた上で、細野さんには3点ありまして、1つは先般来、この件の発表は統合対策室としての発表だったと思うんですが、先ほどの訂正は東電としての訂正となっていて、なぜ、東電だけの訂正という形で先ほど発表されたのかというのがまず1点です。2点目は、いわゆる東電がそういう調査をしている中で、結果として吉田所長からきちんとヒアリングをしていないまま結果が出ていたということになるんですが、政府サイドとしては東電から出てきた当時の東電内での対応の結果については、何か確認されるような作業はしていたんでしょうか。それとも、東電から出てきたものを、そのまま言ってみれば受け取るという形でこの間のいわゆる時系列の整理や関係者の発言の整理というものがなされたのか。いわゆる政府側として独自のチェックが入っていたのかいないのかという点が2点目です。3点目は、最終的に先般の班目委員長の発言といい、今回の結局、中断していなかったことといい、物事の核心に迫る部分が2回も訂正されてしまって、調査の信用性、あるいは信頼性そのものが大きく損なわれているような事態になっていることについて、政府としてはどういうふうにお考えなのかという点を3点目としてお願いいたします。

A：（東電）まず、東京電力の方からお答えさせていただきます。まず、調査に当たった者は、本店の原子力・立地本部、それから総務部のいわゆる法務関係の者でございます。原子力・立地本部の所属している者も、これは技術屋、エンジニアではございませんで、事務方の者でございます。基本的にはその者2名、それから、それを補助する者が付いた形で聞き取り調査を行っております。それから、何人くらいというお話でございましたけれども、今回の緊急時対策本部にあります、全員ではございませんけれども、いわゆる意思決定に関われるだろうという人間に対して行っております。人数、それから

こういったメモを確認したかにつきましては、別途、回答させていただきます。

A：（細野補佐官）まず、21日の調査でございますけれども、当時、官邸におられた武黒フェローに対して、東京電力としてしっかりと調べて、統合本部として紙を作りたいからということで申し上げました。それで、武黒フェローは誰にどう電話したかというところまでは私、確認しておりませんけれども、ヒアリングしたかというところも、具体的にまでは確認しておりませんけれども、それを作るために随分いろんな人と話をしておられた姿は見ておりましたので、その武黒フェローのやっておられる姿、ほかの役員の方とも話をしましたけれども、それを見て、これは東京電力さんとしての見解だというふうに考えました。具体的に誰に聞きましたか、どうですかというところまでチェックをするという問題意識は元々正直言うとなくて、私の方で政府の方は責任を持ってまとめなければならない立場、そして、武黒フェローには東京電力の方をまとめてもらう、そういう思いでございました。結果として、政府サイドも訂正が入り、さらには東京電力のサイドも訂正が入ったということに関しては、21日の時点で正確な情報を国民の皆さんにお知らせできなかったという面で大変申し訳なかった、そのように感じております。あと1点何でしたっけ、ごめんなさい。

Q：東電さんが先に、先ほど3時過ぎに発表されて、統合対策室としての説明なり何なりという形をとられなかったというのはなぜでしょうか。

A：（細野補佐官）そこは政府サイドの安全委員長の発言のときも保安院の方でやりましたので、それぞれの責任である程度取りまとめをすべきだろうということで、政府サイドは保安院で皆さんにお知らせをし、今回は東京電力の方でお知らせをいただくということでございます。

Q：ちょっとそれに関して、追加で2点だけ。松本さんに、21日の当初の段階の調査と、24、25日の追加のものを、さっき言ったディテールを両方、比較できるような形で確認した後で御回答をお願いします。それと、細野さんにあともう1点は、このことで調査は終わったということにしているのか、あるいは政府として改めて、直接、例えば東電関係者から政府の関係者が聞き取りをして再チェックをしなくていいのか。要するに調査のやり直し等はない必要がないのかという点についてはどうでしょうか。

A：（細野補佐官）それぞれ個別に確認をしている件でございますので、私も吉

田所長とは先ほど直接話をしまして確認をいたしました。そういう意味では、政府もこの訂正については確認をしているというふうに御理解ください。この問題では随分いろんな形で皆さんに御心配、御迷惑、さらには御批判もいただいておりますが、ここまでの訂正で今のところ十分だというふうに私は考えておりますが、もちろん、この紙自体は統合対策室で作っております、私もその責任者の１人でございますので、再度、もう１回確認はしてみたいというふうに思います。

Q：今の御説明は、細野さん御自身が、今日、吉田所長と電話か何かで話されて、今の訂正の内容を確認されたということですね。

A：（細野補佐官）先ほど、やはりこの会見に向かう前には確認をした方が、より正確に皆さんにお話をできるだろうと思いましたが、直接、話をいたしました。もちろん、事前に東京電力の方からは説明を聞いておりましたので、その上で更に直接事情を聞いた方がいいだろうということで確認をいたしました。

Q：１点だけ。吉田さんと話されたときに、吉田さんは１９時２５分のテレビ会議のときに、なぜ海水注入は停止しないということをその場で言わなかったかについては、何か御説明ありましたでしょうか。先ほど武藤さんの会見の説明のときには、１９時２５分のテレビ会議のときに、何となく官邸側で再臨界の可能性を懸念している可能性があったので、東電側がそれを配慮して、取りあえず一旦中断しましょうという話をしましたと。それは、テレビ会議で本店も１Ｆも結ばれた形で話をしました、ただ、それを明示的に本店が停止しろと指示したわけでもなければ、その場で吉田さんが「いや、これは安全上、重要なんだから中断できない」という発言はなかったと。だから、テレビ会議で合意をしておきながら、吉田さんはそのまま、言ってみればそれを実行しないでいた。でも、テレビ会議で話していれば通常、その場で「いや、そんなことできない。安全を優先したらそれはやるべきではない」という発言があつてしかるべきではないかと思うんですが、吉田さん自身はその場でそういう発言をされないで、合意した後、黙ってそのまま実行しなかったということについては何か細野さんに御説明されていたでしょうか。

A：（細野補佐官）きわめて短い時間で事実関係のみ確認をしましたので、今のよう具体的なテレビ会議でどうだったかというようなやり取りはしておりません。いろんな報告の仕方であるとか、連絡の仕方でのいろんな御意見があ

と思いますけれども、当時の状況の中で、吉田所長としてどうやって困難な状況乗り越えるかということを考えた末に決断をいろんな形でされておられたんでしょうから、そこは私は吉田所長というのは今のこの事態を乗り越えるのに必要な方だというふうに思っておりますので、それ自体はやむを得ない状況だったのではないかというふうに思います。

○司会

次の御質問いかがでしょうか。それでは、そちらから2つ目の列の後ろから2番目の方と、1番向こうの列の真ん中の方です。

○共同通信 竹岡

Q：共同通信の竹岡と申します。東京電力に汚染水移送と飛散防止剤のことで、それぞれ何点かお願いします。まず、汚染水移送なんですが、連絡通路で見つかっている水の量と、流入は現在も続いているのか。この通路の止水工事はしてあるのか。止水工事をしていない場合は、地下に漏れる可能性があるんじゃないかということと、今後、どういう対策を考えているのか。最後に、今後、新たな移送先が確保できない場合は、タービン建屋とか立坑にたまっている水による影響をどういうふうに考えているか。以上、まず汚染水の方で6点お願いします。

○司会

御質問は、その御質問だけでよろしいでしょうか。

Q：それでは、飛散防止剤で何点かもお願いします。原子炉建屋とタービン建屋にいつていることなんですけれども、建屋の表面に塗るのかということと、建屋の全体表面に塗るのか。それと、どういう効果を見込んでいるのかということと、いつ頃までに終える予定を考えているか、お願いします。

A：（東電）まず、汚染水の量でございますけれども、量自身を把握しておりますけれども、今回の雑固体廃棄物減容処理建屋からプロセス主建屋の方に行く通路の水深といたしましては約2mの水がたまっているというふうに考えております。現在、水位の方につきましては、雑固体廃棄物減容処理建屋の水位はまだ下がり傾向にあります。そして、通路の水位の方がまだ50cmほど低い状態でございますので、この水面が釣り合うところまでは水が移動するんじゃないかというふうに判断しております。この水面がバランスすれば雑固体廃棄物減容処理建屋の方の水位低下は収まるんじゃないかというふう

に判断しております。それから、今回の通路の止水工事でございますけれども、こちらに関しましては止水工事そのものは行っておりませんが、今回、水をためる前の点検では、地下水側からの流入がない、要はひび割れがないということですか、目視点検の結果、大きな損傷等がないということは事前に確認ができておりますので、この地下通路、トレンチから地下水側へ漏れていくということはないのではないかというふうに思っております。ただ、今後のこともございますので、サブドレンの地下水を採取するサンプリング点につきましては箇所数を増やしまして監視を強化したいというふうに考えております。それから、このサンプル水の処理でございますけれども、現時点ではまだ、どこかに移送するというようなところまでは考えておりませんが、今後、水処理システムの稼働に合わせまして水の移動を考えたいというふうに考えております。それから、飛散防止剤の散布でございますけれども、こちらに関しましては原子炉建屋の表面全体に散布する予定でございます。こちらに関しましては、効果といたしましては、建屋の表面に付いているほこり、あるいは瓦れきの細かいかすといいますか、細かい粒のようなものがまだ建屋に一部くっついていてというようなことがございますので、それが風で飛散しないように、コンクリートの建物の表面に塗っていきたいというふうに考えております。それから、工程でございますけれども、今日、お配りした資料の裏面にあるとおり、1つのタービン建屋については約1日、それから原子炉建屋については1日～2日程度の割合で、この塗った面のところを撒いていききたいというふうに考えております。ただ、4号機に関しましては、まだ、いつ実施するかというところは決まっておりません。それから、飛散防止剤に関して追加の情報でございますけれども、今回、建物に塗る飛散防止剤は、敷地の平面に撒いておりました緑色をしたクリコート剤ではございませんで、アスベスト処理に使う、アスベストを固化するためのアグアという製品を使う予定でございます。

Q：追加で2点、お願いします。飛散防止剤の方は図面を見ると、今、おっしゃったのは、原子炉建屋の方は全体に塗るのではないんですか。

A：（東電）撒けるところを塗るという形でございますので、少し屈折放水車若しくはコンクリート放水車が届かないところがあるかと思いますが、できるだけ広範囲に塗りたいというふうには思っております。

Q：あともう1点、先ほど汚染水の方で、水処理施設が稼働するまでに移動を考えたいというのは、今までのやってきた移動とは別のところに移すという

ことでしょうか。

A：（東電）違います。今のまま保持しておきまして、水処理システムが稼働した際に、処理のために移送を開始するというございます。

Q：そのまま保持した場合は、ほかへの影響というのは何かないのでしょうか。

A：（東電）現時点では、建物の外への流出というのは認められておりませんので、このトレンチ、地下通路、それから雑固体廃棄物減容処理建屋の方に保管できるというふうに考えております。

○（質問者の所属不明）

Q：サカイと申しますが、細野さんと松本さんにそれぞれ1点ずつ御確認したいことがあります。まず、細野さんには、21日の発表の時点、3月12日の海水注入の件でこれが正しい事実ですと胸を張られておっしゃっておられましたが、実際に原子力安全委員長の発言の訂正であったりとか、今回の東電さんからの時系列の訂正もありました。これについてどう受け止めていらっしゃるのかということが1点。松本さんには、3月12日は海水注入を停止したとあったが、実際にはずっと継続していた、その継続をしていたときの記録なりデータというのは残っているのか。以上、2点をお願いします。

A：（細野補佐官）先ほども申し上げたんですけれども、2つの訂正点が入ったということについては、21日の時点で正確な情報が国民の皆さんにお伝えできなかったという点で申し訳なかったというふうに思っております。

A：（東電）こちらのデータにつきましては、このポンプ、それから消防車によります注水でございますので、圧力ですとか流量といったデータではなくて、そういうものは残っておりませんが、およそこのポンプの能力から何tくらい注水しているというようなことは、19時4分の段階から記録としてあると思いますので、そこは確認させてください。

Q：ありがとうございます。

○司会

それでは、ほかの方いかがでしょうか。2列目の2番目の方と、そちらから2つ目の列の1番後ろの方。

○NHK 石山

Q：NHK の石山と言います。細野さんに伺います。先ほどの東京電力の発表で、海水注入をめぐる、御存じのとおり、国からの指示を受けて既に海水注入をしていたんだけど、総理の了解がないということで、その空気の中である意味そんなくをして、海水注入を止めるという判断を1回されているわけですけども、このときの事態というのは海水注入が一刻も早く急がれる事態で、非常に炉が危険な状態の中で、こういった判断が行われた。実際、このときに、官邸の中で何があったんですか。どのような議論がされていたんですか。総理の了承を得られていない、これはどのようなことだったんでしょうか。

A：（細野補佐官）恐らく東京電力さんが言っておられる指示というのは、海水注入の準備の指示のことをおっしゃっているんだろうと思います。官邸の側では6時から、相当そこでは詰めた議論をしておったんですけども、その中では1時間半程度は海水を入れることができないという報告を東京電力の担当の武黒フェローから聞いておったものですから、それを前提に入らないのであればホウ酸を入れるべきではないのかとか、危険性はないのかといったことについて議論をしていたということです。

Q：そうしますと、海水注入を既に開始しているということをそのとき聞かれるわけですね、官邸の中で、それは聞いていないんですか。分かりました。あと、松本さんに1点だけ伺いたいんですが、今回のことで見られるように、事業者として対応に当たられている東京電力さんの方で、専門家として様々な判断をくだされて実行されるわけですが、この対応1つ1つ全て総理の了承を必要とするもの、全て総理の了承がなければできなかったんでしょうか。

A：（東電）全ての操作、あるいは判断が総理大臣の了承が要るものではないと思っています。当然、私どもの判断でやらなければいけない細かい操作ですとか、判断はあろうかと思えますけれども、特にこういった海水注入ですとか、その前から実施しています特にベントといったものは周辺環境に対する影響がありますので、政府とよく相談して実行する必要があるかと思っています。

○司会

では、後ろの方、先ほど指名しました方。

○共同通信 角

Q：共同通信の角と言います。細野さんと松本さんに3点、お聞きさせてください。1点は、先ほどの東京電力の会見で配られた資料で、6時5分に国から海水注入に関する指示を受けるとありますけれども、これと、官邸の海水注入について了解が得られていないということはちょっと矛盾するように感じるんですけど、これはどういうことなのか詳しくお2人から説明してください。あとは、ベントに関してなんですけれども、先ほど松本さんが言われたように、ベントをすれば圧力は下がるけれども放射性物質が大量に出るということですが、これはベントをするところに何かそういった放射性物質をある程度除去するフィルターのようなものはないのでしょうか。もし、ないのであれば、今回、こういった事態が起きた場合にベントの可能性が出てくるわけですから、ほかの原発等でフィルターを、もしそういうものがあればですが、設置するようなことを検討されているかどうかを教えてください。あともう1つは、シリコン製のガスケットで、耐熱性が300℃とちょっと低いということを午前中の会見でも言われていたと思うんですが、燃料棒が溶融するような事態になると2,800℃と非常に高温になるわけなんですけれども、300℃の耐熱性しかないガスケットでは容易に駄目になってしまうことは分かると思うんですが、これはそもそも問題ではなかったのでしょうか。それとも、そういうものなのか。あるいは、今後改善していく予定があるのか。あるいは国としてそういうことを求めていくのかを教えてください。

A：（細野補佐官）6時から官邸の中では、水が入らないという情報を基に、どうやって安全性を確保するのか、海水の注入をですね、そういったことでの議論をしておりましたので、海水の注入の指示というのはこの時点で出ているということはないと思います。恐らくそれは経産大臣の指示のことを言っているんだろうと思いますので、西山さんの方からそこをお願いします。

A：（保安院）原子力安全・保安院ですけれども、我々の理解では、海江田経済産業大臣はこの6時から6時20分頃の間に関東電力に対して海水注入の準備を進めるように指示をしたと理解しております。

A：（東電）東京電力でございますけれども、ここで海水注入に関する指示を受けるということで、私どもといたしましては、準備をした上で海水注入ということで19時04分にスタートしたということでございます。原子炉への注水が一刻を争うという状況でありましたので、準備ができ次第、注水を開始

したということになります。それから、ベントでございますけれども、いわゆる諸外国に見られるような、格納容器のベントのところに、いわゆるサンドフィルターですとか、ゼオライトといったようなものは私どものプラントには置いてありませんが、その代わりに、格納容器のベントをする際にはサプレッションチェンバーという、水を通した上でベントをするというような方式になっております。格納容器の中にたまった放射性物質をベントする際には、サプレッションプールの水を1回くぐらせることで、そこに出てくるヨウ素ですとかセシウムといったものは溶かし込んだ上で、放射性物質をなるべく低減した上で出すというようなこととなります。今後の事故の解析それから検証等を踏まえまして、他のフィルターのようなものが必要なのかということにつきましては、少し検討が必要だろうというふうに思っております。それから、シリコンガasketの件でございますけれども、こちらは元々格納容器の温度に関しましては138℃で設計してあるところに対しまして、今回の事故で300℃を超えるというような事象となったということで、シリコンガasketの耐熱がもたなくなっていて、劣化が進んで機密性が緩くなったというふうに理解しておりますけれども、一方では、こういったものを1個ずつの耐熱性を上げたものを設計するというよりも、今回の事故の教訓では、いかに非常用ディーゼル発電機といった電源を確保するかというような点ですとか、あるいは海水系の除熱機能を維持するかといったところが事故の拡大を防止するためには重要だというふうに考えておりますので、こういった漏えいに至る前の事故拡大防止といったところが今後の改善点になるのではないかと考えております。

○司会

よろしいでしょうか。それではほかに質問はいかがでしょうか。後ろのところの前から2番目の方、それとこの列の後ろから2番目の方。

○フジテレビ 柴木

Q：フジテレビの柴木と申します。松本さんに2点、文部科学省に1点、合わせて3点伺います。1点目なんですけれども、注水継続の判断なんです、そもそも所長は意図的に隠すという考え方があったんでしょうか。所長は具体的に謝罪されているのか、あるいは適切な判断だったというトーンなのか。どのようなことを具体的におっしゃっているんでしょうか。自民党の谷垣さんは、「何が事実か分からない。開いた口が塞がらない」と発言しているようなんですが、今回の発表が本当に事実なのか、よりクリアにするために、所長のヒアリングの中身とか詳細な調査資料を公表する考えはあるんでしょうか。

か。以上、1点目です。2点目が、1号機の炉心溶融を含めた解析結果が既に出ていたんですけども、今回の訂正によって、炉心溶融のシナリオというのが何らかの変更があるのでしょうか。あるとすればどういう項目が変わる可能性があるのでしょうか。最後、3点目です。福島研究者が福島市内で調査をしたところ、小学生の通学路などから $20\mu\text{Sv}$ を超す場所が確認されたということです。子どもへの影響について地元から懸念の声が上がっているということなんですが、避難対象となっていない福島市でも高い線量の場所があるということを実際に把握されているのでしょうか。通学路や公園、住宅などを対象とした除染をする必要ということをどのように考えておられるのでしょうか。長くなりました。3点お願いします。

A：（東電）東京電力でございますけれども、まず、今回の件に関しましては、所長の吉田の方が5月24日と25日に本社から伺った調査に対する際に、海水注入に関して19時25分の中止というテレビ会議の協議の結果があるんですけども、その後も継続していたということを自らおっしゃったということでございます。ただ、その際に、こういった、御質問にあるような謝罪があったですとか、そういったところは伺っておりませんが、今回の件に関しましては、繰り返しになりますけれども、所長本人が自らおっしゃったというようなことでございます。なお、今回の調査結果の、何をどういうふうに聞いてきたかというところの公表につきましては、ちょっと私では判断できませんので、一旦、持ち帰らせていただきたいというふうに思います。それから、1号機の解析結果への影響でございますけれども、今回の19時25分から55分間の海水注入を、海水が注入されているとして解析をするということにはもう1回なろうかと思いますが、それ以前の段階でございます、原子炉が11日の段階から既に炉心としては溶融を起こしているというところの前の段階のところについては影響はないというふうに思っております。その後の炉心の冷却に関しましてどの程度影響が出たのかについては確認する必要があると思っております。

A：（文科省）文部科学省でございます。通学路ということで、ただ今おっしゃったデータについては必ずしも承知しておりませんが、局所的に高い線量が発見される場所というのが幾つかある。例えば、木の下とか雨どいの下とか、雨が集まって乾燥したようなところ、そういった局所的に高いところがあるということについては、先日の原子力研究機構の校庭での測定なんかでもそういうところがあることについては承知しております。今後、原子力安全委員会の方からも、学校の周辺などで少し具体的に調査対象を広げてはどうか

ということもありますので、そういったところは検討していきたいと思います。ただ、町全体とか通学路全体が高いということではないと思いますので、局所的だとは思いますが、その辺は実測値を見ながら、また、こういった形でそれを除くことができるかは、測定の後で考えていかなければならない問題かと思います。

○司会

どうぞ。

○朝日新聞 小宮山

Q：朝日新聞の小宮山と申します。まず、東電の松本さんに伺いたいんですが、今、水が漏れているというトレンチなんですけれども、地下何mくらいまであって、そこは地下の水位と比べて高いのか低いのかということをお教えください。それから、海水注入問題に関してなんですが、そもそもアクシデントマネジメントによれば、一切の権限は発電所長にあるものと理解していたんですが、なぜ、一々首相なり東電本店の了解を得る必要があったのかということをお教えください。それから、海水を注入して臨界が起きるわけではないので、非常にレベルの低い議論が首相官邸の方でなされていたということになるわけなんですけれども、なぜこれを押し返すことができなかったのか。それから、細野さんに伺いたいんですが、官邸では何でそこまでレベルの低い話をしているのか、私は理解に苦しむんですけれども、それについてコメントをお願いします。

A：（東電）まず、3号機のたまり水の移送の関係でございますけれども、まず、雑固体廃棄物減容処理建屋のところに関しましては、床面が 0. P. のマイナス 800mm のところがございます。それに対しまして、本日 11 時の水面が 0. P. で 2, 323mm でございますので、水深といたしましては約 3 m10cm というようなところがございます。それに対しまして、雑固体廃棄物減容処理建屋からプロセス主建屋の方への水位の方が約 50cm ほど差があるということでございますので、水深で言いますと、ちょっと計算が必要になりますけれども、水位としては 50cm くらい下のところにあるというような状態になっています。それから、アクシデントマネジメントの遂行でございますけれども、おっしゃるとおり、プラントの運用に関しましては格納容器ベントを除きますと、発電所長の権限でできることにはなっておりますけれども、緊急時対策本部ということで、いろんなところへの連絡ですとか、様々なこういった初めて経験するような事態でございますので、いろんな、多角的な検討が必要だろう

というふうに思っております。そういったところで、緊急時対策本部を通じて、本店と発電所の方で相談させていただきながら事態の対策に当たっていたというところがございます。それから、なぜ当社の官邸派遣者からこういった議論が持ち込まれたのかというところにつきましては、まず1つは、臨界の可能性につきましては、海水を注入するという以上、特に問題ないというような判断もございますけれども、一方では塩素によります腐食ですとか、あるいは蓄積してくるであろう塩の問題といった、そういったいろんな問題がございますので、一旦は確認して対応を取るべきだろうと判断したものでございます。

A：（細野補佐官）6時からの打ち合わせのことをおっしゃっているんだろと思いますがけれども、そのときは1時間半ほどは水が入らないということを前提としておりましたので、より安全な海水の注入の在り方について議論したこと自体は、当時の限られた情報の中で言えば、私はおかしなことではないと思います。最終的に事実関係を、こういった経緯が変わりましたので、再度、確認をする必要があると思いますが、現実的にホウ酸を入れているんです。これまでの得ている情報では、私の方で確認できている範囲では、20時45分にホウ酸を投入しています。それは、万が一にもそういった危険性がないようにということで投入をしているわけですから、そういった議論そのものは私はおかしなものではないというふうに思います。

Q：松本さんに追加で伺いたいんですけれども、私が伺ったのは、トレンチの水位が周辺の地下水の水位と比べて高いのか低いのかという点を教えてくださいと申し上げました。それから、海水注入に関してなんですが、多角的検証が必要だったとおっしゃるわけですがけれども、そもそも当時、懸案されていたのは、腐食とか放射化ということではなく、再臨界という議論だった、そういうふうに伺っています。その意味で、海水注入は再臨界を起こすものではないというのは常識の範囲なので、多角的検証は必要ないと思うのですが、いかがでしょうか。

A：（東電）まず、地下水の水位でございますけれども、地上から6、7m下ということで報告が来ておりますので、現時点では、地下水と水の水面にしましては約1m90cm程度の差がございますので、地下水の方がまだ上回っている状況になります。それから、当時の本店の議論ですがけれども、これは繰り返しになりますけれども、臨界にならないというようなことは私どもも淡水を注入するときから理解をしておりましたけれども、念のため、ホウ酸水

の方の準備も並行して進めておりましたことも事実でございます。また、塩素というものが入ってきますので、そういった悪影響があるのかないのか、それから塩が蓄積するということも判断の材料ということで、その点で1回、この19時25分の際にもう1度検討しようというのが本店サイドでの協議の結果でございます。

Q：すみません。しつこいようなんですけれども、所長はかなり強い、大きな権限をこういうときのためにあえて持たされているわけなんですけれども、それが実際に事故が起きたとなると、かなり上まで情報を上げないといけないということになって、非常に身動きがとれないような体制になってしまっているということについて、これは適切なんでしょうか。

A：（東電）こういった時系列、あるいは私どもの活動が適切だったかどうかにつきましては、事故調査委員会等の検証が必要だろうというふうに思っております。

○司会

ほかにいかがでしょうか。1番前の方と、後ろのこちらから2番目の真ん中辺りの方。

○アエラ編集部 大鹿

Q：アエラ編集部の大鹿ですが、細野さんにお伺いたします。まず第1点は、先日来、報道されていますが、汚染水の処理でフランスのアレバ社との契約で20万tで20兆円という話が出ていますが、20兆円の処理費用がかかるとすると、今の東電のバランスシート上で見ると、20兆円分の汚染水の処理費用を引当金として計上しなければならないとすると、一発で債務超過になってしまうと思うんですが、この20兆円はどう工面するのかというのが1点。先日来、関係閣僚会合でスキームができましたけれども、その後になってから、債権放棄の話であるとか、先日はデューディリジェンスをするための第3者委員会ができるという話が発表されました。5月13日に発表されたスキームと、その後に出てきた債権放棄なり発送電分離なり、デューディリジェンスの話はどう組み合わせっていくのか、その整合性をどういうふうに考えているのかをちょっと教えてください。それが第2点目です。第3点目として、今、ずっと海水注入の議論が出ていましたけれども、これもかなり既に圧力が高まってもう水が入らない、非常に遅い段階の出来事だと思うんですけれども、既に1号機でこうした問題が次から次へと起きていった。炉心

溶融であるとか、メルtdownであるとか、ベントの必要性とか海水注入の必要性とか、そういう問題が起きていった。それで1号機はこういう問題になってしまったけれども、2号機、3号機にはまだ多少、時間の余裕があったと思うんですが、よくいろんな人からも聞かれるかもしれませんが、1号機でこういう問題が起きている過程で、予見可能性として、類似のことが2号機や3号機でも起こり得る。そこで2号機、3号機をもう少し早手回しに対策を講じることはなぜできなかったのか。その意思決定のどこに問題があり、何が阻害要因だったのか。1つくらいはおしゃかになったとしても、2個目、3個目ではこれほどまでの甚大な被害を与えずに済んだかもしれないのと思うんですが。そこがなぜなのか、非常に疑問に思うんです。以上3点お願いします。

A：（細野補佐官）まず、汚染水ですけども、20兆円、そういう話は私は聞いたことがありませんし、あり得ない話だろうというふうに思います。東京電力とアレバ社との間では、処理費用、処理装置そのものを買って運用をする、そういう話になっていると聞いておりますので、そういった状況にはならないように是非していただきたいし、政府としてもそこはしっかりと見ていきたいというふうに思います。2点目のスキームなんですが、第3者委員会というのは相当の経験を持った、さらには見識も持った方が就いておられますので、その中で、例えば様々な資産についての処分の在り方なんかは議論されるのではないかと思います。もちろん、そこで議論されますので、例えば処分の対象として、それこそ発電所そのものが対象となるのかということも含めて、そこで議論すればいいわけですけども、本質的にはこれは電力事業の在り方そのものの議論でありますので、その議論と、いわゆる資産の売却の問題というのは分けて論じられるべきものではないかと思います。債権放棄の問題というのは、官房長官もそれはそれぞれでまずしっかりと議論をしてということをおられますので、それがまず大事なのではないかと考えます。最後の、1号機で起きたことが2号機、3号機の教訓で生かされなかったということについてですが、ちょっと海水注入とは例は違いますが、水素爆発なんかは1号機で起こったわけですから、ほかの号機で起こらないように最大限の努力をしたんです。しかし、残念ながら具体的にそれを逃れる手段を持ち合わせていなかった。これは、事前の準備にやはり相当の問題があったというふうに思います。そういう水素爆発の問題と、一方でどうやって水をしっかり継続して入れるかということは、1号機以下、2号機、3号機に関しては若干、時間の余裕がありましたので、東京電力も努力をしたし、政府も最大限の努力をしてそういう間があかないような様々な準

備はしたというふうに承知しております。ただ、結果として、必ずしも全てがスムーズにいったわけではありませんので、そこはしっかり検証委員会の方で確認していただいて、問題があったのならばそこは指摘をしていただく必要があるだろうというふうに思います。ですから、総じて言うと、教訓が全く生かされなかったわけではないんです。その努力はそれぞれでしたんです。ただ、結果がどうだったかということについては、厳しい検証が必要だというふうに思います。

Q：1号機で起きたことがほかでも起きないように最大限努力をなされたけれども、事前の準備に問題があった。この場合の、事前の準備に問題があったというのはどういうことを指しているのかというのが1点。それと、汚染水のアレバ社との件で言うと、20兆円もかからないというお話だったんですが、それでは幾らくらいかかるのかというのが2点。この2点をお願いします。

A：（細野補佐官）事前の準備という意味では、例えばシビアアクシデントマネジメントの在り方なんかは、今、IAEAへの報告書を作る中でも最大の論点の1つになっておりますけれども、相当の反省が必要だと思います。それは一例です。そのほかの分も含めて、様々な事前の準備なり、それはどうだったのかということについては反省が必要だという意味で申し上げました。アレバ社は幾らなのかということについては、それはまだ確定していませんので、政府としては情報を持ち合わせておりません。ただ、東京電力にはまず結果を出してもらわなければなりませんし、政府としてもそれを全面的にバックアップする姿勢でございますので、そうした結果に見合ったそれなりの適正な価格というのが当然あるべきだろうと思います。

○司会

では、後ろの方どうぞ。

○フリーランス 木野

Q：フリーランスの木野と申しますけれども、まず、1つ東京電力の松本さんに。今朝、崩壊熱のグラフを出していただき、ありがとうございました。あれに関連して、見せて出していただければと思うのが、現状の注水量を続けたときに、今後、今の温度がどの程度まで下がるのかというような、冷却効果に関しての数字を出していただければ非常に有り難いです。あれだけだと、今後、何もしない状態であれば、ああいう状態というのは分かるんですが、収束を考えると水の量と温度変化というのがどういった関係になるのか、こ

れが分かればと思います。それから、これも東京電力の松本さんに。先ほどの質問に関連しているんですが、ベントに関しては官邸の方の指示を仰ぐというのは分かるのですが、それ以外のことにに関して、ではどういった基準で何を伝えて、何を独自で判断して動くのか、その辺の基準というのはどういう感じに、何か決め事のようなものはあるんでしょうか。ベントというのは周辺の環境への影響があるんでそういう意味では必要だと思うのですが、そのほかの塩の析出であるとかに関しては余り環境影響というのは関係ないと思うんですが、どういった基準になっているか教えてください。以上です。

A：（東電）まず、注水量と温度の関係でございますけれども、こちらはいわゆる残留熱に見合った分を注水するという事で、この評価を使っております。水の温度が何度になって出てくるかにつきましては、建物の外に出てきておりますので、現時点では直接測れておりませんし、圧力容器の温度を監視しているのが現状でございます。それから、いわゆる基準のようなものにつきましては、周辺に対する影響、海水注入といった大きなイベント的なものについては、適切に通報、連絡をしていくというようなことでございます。特に何か文書でこれは通報する、これは通報しないといった定めはありません。

Q：今の崩壊熱の冷却の方、見合った分の注水というのは、何に見合った分になるんでしょうか。

A：（東電）原子炉で発生している熱に見合った注水でございます。

Q：すみません。見合ったというのは、何を目的にした場合に、それが見合っているか、見合っていないかということになるのでしょうか。

A：（東電）圧力容器の温度が上がってこないということが見合った量だと思っています。

Q：現状では、どんどん下げると言うよりは、取りあえず上がらないことの、安定させるという。

A：（東電）最低限はそうでございますけれども、実情としては少し大目に入っておりますので、温度としては順調に下がっているという状況になっております。

Q：なので、その現状の注水を続けた際に、今後、水の温度でなくてもよいのですが、何か分かりやすい形で、どのくらい下がるというのをお示しいただけると有り難いんですけれども。

A：（東電）今回はたまり水の問題もございますので、注水量としては絞り気味で操作をしております。したがいまして、圧力容器の温度を見ながら注水量を操作しているという状況になっております。

Q：そうすると、最終的にどのぐらいになると事故の収束というふうに考えられるかは、今はまだ分からないということよろしいですか。

A：（東電）事故の収束につきましては、最終的には冷温停止ということを目指しておりますけれども、その冷温停止に関しましては、安全委員会さんの方のコメントもございましたので、こういった状態かというところは再定義させていただいた上で、私どもとしてはその実現に向けて努力したいと思っております。

Q：分かりました。あと、先ほどの基準に関して決まっているわけではないという話なんですけど、何を伝えて、何を伝えないかというのは、東京電力側と官邸側では何か合意のようなものはできているのでしょうか。

A：（東電）合意のようなものは文書であるかどうかにつきましては、ちょっと私、存じあげませんけれども、基本的にはこういった操作をするですとか、あるいはけが人の発生といったことはきちんと伝えております。

Q：同じ質問を細野さんにもお願いできますか。こういった内容のものを伝えるというのは官邸側から何か指示のようなものは出しているのでしょうか。

A：（細野補佐官）それぞれ、様々な法律に基づく報告などは、これは法律にそれぞれ依拠する形で行われることになっています。それ以外のことについて、様々な判断をどうするのかということについては、当時は非常に厳しい状況にありましたので、必要なことは官邸としてしっかりと判断しなければならないという認識を持っておりました。ただ、現場で様々な、本当に急な判断をしなければならないということについて、それは、全てこっちで決めるというようなことにはなっていなかったというふうに思います。

Q：そうした中で、海水の注入がなぜ必要だと判断されたのでしょうかということと、その前に、例えば水の注入をそれまでずっと続けていた状況に関しては、特に判断というのはないわけですね。それが、淡水から海水になるということで、なぜ判断が必要になったのかがちょっと分かりにくいのですが。細野さんに御説明いただけますでしょうか。

A：（細野補佐官）ですから、6時から話し合いをしたときには、1時間半は水が入らないということを前提に議論をしたわけです。7時40分に次に集まったときには、これは海水はもう入るだろうということを考えて、水を入れるようにという指示を出したわけです。ですから、そこは入る状況になったんだから官邸としても判断すべきと、官邸、さらには経産大臣ということになりますけれども、判断すべきだろうと、そのときに考えたということでございます。

○司会

では、ほかの方、いかがでしょうか。1番端の列の女性の方と、後ろから2番目、3番目くらいの方でしょうか。そちらの方。

○フリーランス 江川

Q：フリーランスの江川です。何点かあるんですけども、今の質問の続きで、先ほど松本さんがこういった事故の場合、ベント以外は所長の権限だということを言われました。一方で、海水注入とベントは政府の了解を得るというようなこともおっしゃいました。つまり、マニュアルではベント以外は所長の権限となっているのに、いつ、誰の判断で海水注入も政府の判断事項になったのかということを確認にしてください。それから、武黒さんは海水が入られる準備ができているという報告は、本当に政府の方になかったんでしょうか。さっきの東電の資料を見ると、官邸では海水注入について首相の了解が得られていないということを言っているので、これを素直に読めば、海水が入られると言ったけれどもまだ待てと言われたか、若しくは、海水注入をする場合には首相が判断をするので、待っていると言われたまま報告できずに放置されていたかということの2つ以外はちょっと考えにくいのですが、そここのところはどうだったのでしょうか。それから、さっきから検証という話がありますけれども、この間、事故調の委員長はこの方というのが発表になりましたけれども、それ以外のメンバーに、例えば在野の原子力の専門家、つまり政府の委員になったりとかしていない人、そういう人を起用する考えはあるのか。あるいはこういう場合、事務局が非常に重要だ

と思うんですけれども、一部警察官を使うという話も報じられていますけれども、事務局はどうされるんでしょうか。そういう在野の人も入れて事務局を構成するつもりはあるのかということです。それから、これは文部科学省だと思うんですけれども、モニタリングのところで、浪江の No. 83 というのが突出して高い状況がずっと続いていると思うんですけれども、これについての原因分析ですとか、周辺への広がりの影響を食い止めるための何か方策というのは考えていらっしゃるのでしょうか。それから、この 83 番が、2つの機関がやっているんですけれども、 $5\mu\text{Sv/h}$ の差があるんです。同じ地点なのに何でこんな差が出てくるのかということ。それから、東電にあと 2 点ありますが、補償の問題がいろいろ報じられています。例えば、この間、茨城の漁協などが補償を求めている。それ以外にもいろいろ農協とかあるんじゃないかと思うんですが、今までに何件、幾らくらい受け付けて、その処理状況、既に支払われているものがあれば教えていただきたい。そうでなければ、あとどれくらい時間がかかるのかということをお教えください。それから、この間伺った顧問のお仕事、勤務場所、出社頻度などについてどうなのかということをお聞かせください。

A：（東電）まず、所長の権限、判断のところで御質問でございますけれども、その都度、誰の権限、これは本店の権限というふうに決めているものではございません。今回の緊急時対策におきましては、発電所側と本店側は 24 時間連続でテレビ会議で各操作あるいはこういったことが行われたかということについては、全て情報を共有しているというような状況で対応に当たっております。その際に、今回のケースで申し上げますと、官邸への派遣者の方から、官邸では海水注入についての首相の了解が得られていないというような状況が伝えられたため、本店本部と発電所の本部の方で協議をした結果、一旦注入を停止しようということを協議の上、決めたということでございます。

Q：私が伺ったのはそれではなくて、海水注入を始めるということが首相判断事項になったのは、いつ、誰の判断でこういうことになったのかということをお聞いておりました。

A：（東電）首相の判断が必要かどうかというところにつきましては、判断が必要というようなことではなくて、私どもの方の官邸の派遣者からそういった状況であろうというような連絡があったため、本店本部と発電所本部の方で協議をしたということになります。

Q：つまり、官邸の方がノーと言っているからというか、まだ駄目だと言っているからできなかったということじゃないんですか、それは。

A：（東電）直接、官邸の方から駄目とかよしというような話ではございませんが、よしとかいう話を聞いたというよりも、官邸の派遣者の方から状況がこういうふうだと感じたということでもあります。

Q：だから、官邸がゴーを出さなければ東電としてはできないという判断をしたのは、東電の独自の判断なのか、それとも、政府の方がこういった問題は我々の方で判断をするというふうに引き取られたのか、どちらなのでしょう。

A：（東電）東京電力の方が当時の官邸の状況を判断して、私どもの方が一旦止めるというような判断をしたものでございます。

A：（細野補佐官）当時、官邸には武黒フェローがいらっしゃったんです。ですから、我々は、官邸の総理室の隣に武黒フェローがおられましたので、このルートを通じて東京電力や福島第一の状況を把握するということを前提に様々な情報を得ておったんです。ですから、6時からの会合では、まだ水が1時間半くらいは入らないというふうに我々は把握をしておりました。7時40分にいよいよ海水を入れようということになったときには、入れるということになったわけですから、入るだろうという話があったんだということだと思います。ですから、そこは確かに時系列で全部並べると、何でこういう判断になったのかと思われるかもしれませんが、官邸が得ている情報と現場の状況とでそれぞれかなり情報の格差があったということを是非申し上げたいと思います。

Q：細野さん自身としては、海水注入にゴーサインを出すのは官邸だという認識だったんですか。

A：（細野補佐官）官邸がゴーサインを出すという、そういうことについてのどちらかということではなくて、当時、入らないという状況だと考えておったものですから、7時40分の時点でそれに向けて動き出した、そういう理解です。

Q：そうではなくて、海水注入については官邸が判断すべき事項だという認識だったのかどうだったのかということをお伺いしています。

A：（細野補佐官）そういった辺りは検証をしっかりしていただければいいと思います。私は、やはりこういう場面においては現場でいろんな判断というのがあり得るわけですから、それをサポートする体制がどうだったのかということは問われるべきだと思うんです。

Q：いや、そうではなくて、細野さんの認識を聞いています。

A：（細野補佐官）答えを聞いてください。そういう体制だったかどうかということは厳しく問われるべきだと思うんです。そういった意味で、例えば東京電力の本店もそうだし、官邸もそうですけれども、現場をサポートするという意味でいろんな情報の流れができていたかとか、判断が適切だったかとか、そういうことは厳しく問うていただければいいと思います。それを検証対象にしてどうなのかということについては、国民の皆さんに御評価をいただくべきものだというふうに思います。

Q：ですから、私の聞いているのは、細野さん自身は、この事項が官邸が判断すべきことだったとその時点で認識していたかどうかをお伺いしているのですが。

A：（細野補佐官）今、申し上げたとおりでございます。事故調査委員会でございますけれども、事務局長ということについては、私はどちらかという調べられる立場でございますので、誰がいいとか悪いとかは申し上げません。ただ、仙谷官房副長官が会見で、事務局長は検察官のしかるべき人をお願いしたいと考えておりますというふうにお答えになっておりますので、恐らくそういうことになるのではないかと思います。付言をすると、検察官の方に事務局長になっていただいて、今のようなケースも含めて、それはもう徹底的に厳しくやっていただければいいというふうに思います。そして、それはできるだけ早く国民の皆さんに見ていただくにこしたことはないと思いますので、そういう全面的な政府としての体制を作っていくことについては私も準備をしっかりとしてまいりたいというふうに思います。

A：（文科省）文部科学省でございます。83番、浪江町の地点でございます。今日、お配りしました21ページを御覧いただければと思いますが、この地点に

については確か3月23日から測定を開始しております。なぜこの地点が高いかということについては、この前後、32番とか北西方向というのは、炉から放出された核物質がちょうど風に乗ってこちらの向きに行き、雨とか雪が降ったということでプルームみたいなものがこの土地に落ちてしまった、その落ちてしまった核物質が沈着しているものが高い線量を出しているんだと思います。これは、グラフからも見ていただくように、基本的には、83番は途中からですが、32番、更にちょっと先の地点を見ていただくと、3月15日、16日辺りが1番高くて、そこからだんだん、ある意味では減衰傾向が示されている。この辺の多くのものは最初はヨウ素だったのではないかと分析しております。あと、実はこのモニタリングは複数の機関で測っております、確かに同じ日に測ってもばらつきがあるというのは事実で、特にこの83番の地点がばらつきが多いようです。もしかすると、土地のちょっとした違いで、スポット的なところが何か差があるのかもしれませんが。この辺は安全委員会からも指摘を受けていますので、機関によって違うのか、ちょっとした場所のずれで違ってしまっているのか、検証していきたいと思っています。

A：（東電）東京電力でございます。仮払いの件数について御報告いたします。昨日、5月25日現在で、お申し込み56,000件に対しまして、お支払い41,000件の方々にお支払いをいたしております。それと、顧問の件でございますけれども、本人の過去の職歴ですとか経験に基づきまして、当社の業務運営上、必要なアドバイスをお願いしているという現状であります。例えば建設関係面あるいはセキュリティ面といったような概要でございます。出社につきましては、その業務内容上、必要となる出社頻度ということでお願いをいたしております。したがって、原則、毎日出社の方もいればそうでない方もいるというのが現状でございます。以上でございます。

Q：私が伺ったのは仮払いではなくて、漁協あるいは農協などからの申し込みというか、請求なんですけれども。それはどうなったか。

A：（東電）ちょっと確認させていただきます。すみません

○司会

後ろの方。御指名していた方、お願いします。

○ブルームバーグニュース 稲島

Q：ブルームバーグニュースの稲島と申します。何点かあるんですけれども、

まず、細野さんにお伺いしたいのは、冒頭の方で、吉田所長は必要な人という言い方をされていたと思うんですが、これは事態が収拾するまでは吉田さんは現在の所長の地位にとどめるべきだという御意見なんでしょうか。東電本社とか官邸とのコミュニケーションの部分である程度独断の部分があったということで、これに対して何らかの処分は全く必要ない、そういうことなのかという確認の部分と。海水注入に関して、これは東電さんにお伺いしたいんですが、松本さんは先ほど11日にほぼ炉心溶融したということに関してはこの海水注入の影響はないということで、その後の炉心への影響は今後、また検証するということなんですが、これは具体的にどういったことが想定されるんでしょうか。例えば、10%、20%が実はこれによって残っていたとか、大幅な試算の見直しがあるということなのでしょうか。これはできれば、西山さんですとか、加藤さんも何かこれに関して御意見があるようでしたら伺いしたいと思います。あと、これはこちらにいらっしゃる皆さんにお伺いできればと思うんですが、4月12日に保安院さんと安全委員会さんの方で今回の事故の放射性物質の放出総量を出されていて、そのときに、今後もこういったものを出していられるということを書かれていらっしゃるんですが、それからもう1ヶ月以上経って、現状、まだ大気中への放出が続いている段階で、現状の放出総量、今日、これは朝方、東電さんにお伺いしたら、具体的な数字について全くお伺いできなかったもので、内部的な数字は絶対あるはずだと今日のグリーンピースさんもそうですし、各専門家の方も皆さんもおっしゃっているので、現状、大気中のものですとか海洋への放出等を含めたもう少し総合的な数字をお願いします。あと、これも毎日のように文科省さんですとか東電さんがモニタリングですとかいろんなサンプリングの大量の文書をいただけるのは有り難いんですが、もう少しこれを含めた、こういった数字から何が実際出てくるのかという部分をちょっと教えていただければと思います。最後に、NRCの委員が先日の上院での公聴会の中で、福島第一の炉心溶融のダメージに関して1号機が55%、2号機が30%、3号機が35%と随分古いデータを使っているように見受けられるんですが、この辺はNRCとの情報共有はどうなっているかという部分を細野さんにお伺いできればと思います。あと、その中で6ヶ月～9ヶ月で冷温停止できる可能性が60%～70%と言っているんですが、これについて東電の松本さんはどのように考えていらっしゃるのか。工程表の見直しですとか、特に日程の部分ですね、これは見直す必要があるんじゃないかというふうにも思えるんですが、そちらについて。あと、細野さんにもこれについてお伺いできればと思います。お願いします。

A：（細野補佐官）まず、今回のこの訂正をめぐっての何らかの対応が必要かどうかということについては、これは東京電力の皆さんなり保安院が判断をすることだというふうに思いますので、私からのコメントは控えたいと思います。私が申し上げたかったことは、こういう本当に難しい問題乗り越えるときに、現場をしっかりと掌握をして、厳しい環境なわけですから、それこそ精神的にも肉体的にも厳しいところを乗り越えるだけのリーダーというのはなかなか得がたいのではないかということで申し上げたわけでございます。いつまでというふうにやるべきだということについて私と言える立場にはございませんので、そういったことまで踏み込んで申し上げたということではありません。次に、放出された放射能物質の総量なんですが、これは改めて更新をしたいというふうに考えております。まだ、作業が詰めの段階まではいっておりませんし、まだ情報が様々で整理をしきれていない状況でございますので、いつからということは明確に申し上げられませんが、しるべきタイミングではしっかり更新をして皆さんにお知らせしたいと思っております。NRC の委員がアメリカで少し古い話をしたということでございますが、すみません、それはちょっと事実を確認していないものですから、その発言そのものについてはコメントは差し控えさせていただきます。ただ、NRC の皆さんは、日々、新しい情報を我々の方から提供しておりますので、少なくともこの日本に来ておられる NRC のメンバーの皆さんは、最新の情報に常に触れておられるということは私の方から明確に申し上げることができます。あと、6ヶ月～9ヶ月後のいわゆる工程表の達成の割合が 60%～70%、そういう客観的な数字がアメリカ側から示されたというのは関心を持って見ております。私どもとしては、これを実際に実現できるような準備を最大限しております。もちろん、リスクはありますけれども、いろんなリスクはあるけれども、そのリスクをできるだけ少なくして、そして様々な対応策を、単なる一本道ではなくて、違うルートも含めて用意をする中で目標を達成していきたいということでございます。そういった意味では、60%～70%の確率が客観的に見て上がっていくような努力をしていかなければならないというふうに感じております。

Q：細野さんに、今、おっしゃった部分で、追加でいろいろ質問させていただきたいんです。まず、吉田さんの部分で、今後、東電には国民のお金が何らかの形で入っていく可能性が非常に高いということで、これをあくまで企業の問題だということで、細野さんという政治家の立場にいる方がコメントできないというのは非常におかしいと思うんです。先ほどおっしゃったように、所長は非常に人望のある方のようなので、そういった方は得がたいというの

は皆さん思っていらっしゃるのではないかと思いますので、これに関して例えば東電さんに任せっきりというのはどうかと思います。実際に吉田さんがとどまるべきかどうかというのは、それなりに細野さんの御意見ですとか政府の意見が反映されるべきだと思うんですが、改めてどういう処分をされるべきかお伺いできますか。

A：（細野補佐官）処分の問題と、所長が必要かどうかという問題は、それぞれ役割が違いますので、担当が違いますので、そこは分けて考えていただきたいと思います。今回のケースを踏まえてどういう対応をするのかということについて、私が何か決定権を持っているわけではありませんので、それはしかるべき方が御判断をされるということでございます。一方で、所長の様々な意味でのリーダーシップが今、求められているのではないかと思います。私も感じておりますが、恐らく関係者の多くの皆さんが感じておられると思いますので、そういったことを前提に物事が運ぶものというふうに私は考えております。

Q：すみません。今、おっしゃった然るべき人というのは、具体的にどの方を指しているんですか。東電のトップの方々という意味でしょうか。

A：（細野補佐官）ですから、そこは社内での情報の様々なやり取りでしょうから、1つは東京電力の中でいろいろな御判断があり得るかなということでございます。あとは、保安院の方への報告をめぐっての話ですので、保安院の方で判断がなされるものというふうに思います。

A：（東電）まず、東京電力への御質問でございますが、海水注入の継続が炉心解析に与える影響でございますけれども、こちらに関しましては、12日の19時25分に海水注入が継続してあるということの、それより前の状況につきましては変更がないというふうに思っております。すなわち、事故が発生した後、約3時間後に有効燃料頂部に到達した水位はその後、事故後、5時間後に底部まで到達し、炉心損傷は地震後、約4時間後に発生しているというようなところには、基本的に影響を受けないというふうに考えております。また、炉心損傷もほぼ事故スクラム後、15時間後には炉心の大部分の燃料は圧力容器の底部の方に落下しているというふうに考えておりますので、19時25分以前の話には変更はないというふうに思っております。また、19時25分以後の話につきましては、この55分間の注水によりまして、格納容器の原子炉の冷却、それから格納容器の冷却、熱の伝導のところが影響を受けるものと

いうふうに考えております。それから、モニタリングの状況でございますけれども、こちらは、モニタリングポストですとか海水、それぞれ様々なモニタリングを行っておりますけれども、まず第一に重要なのは、こういった値が増えたというようなことがないということが重要なポイントでございます。そういう意味でこの事故によりまして、追加的な放射性物質の放出がないことが判断できるというふうに思っております。既に放出されたものにつきましては、特にヨウ素といったものは、半減期8日で減衰していきますので、今回のデータの中でも特にダストのようなものはほぼ半減期8日で減衰しているというところが見られますので、追加的な放出はないというふうに判断できると思っております。こういったことにモニタリングの結果を役立たせたいと思っております。

Q：すみません。今の部分で追加的な。

○司会

申し訳ありません。非常にたくさん御質問をいただいていると思いますので、取りあえずいただいたものをお答えして、その中で絞って再質問なりいただければと思いますが、よろしいでございますか。

Q：はい。

A：（保安院）原子力安全・保安院でございますけれども、まず、燃料の状況については現在、保安院として解析を進めておりますので、この結果がまとまりましたら皆さまに報告したいと思えます。この海水の注入についても、その影響についても示せるのではないかと考えております。それから、大気中、あるいは海洋への放射性物質の放出総量の件は、先ほど細野補佐官がおっしゃったラインで保安院としても対応いたします。

A：（原安委）安全委員会ですけれども、今、西山審議官からもお話ありましたけれども、安全委員会としては今、保安院で行われているクロスチェックの結果の報告も受けまして、この海水注入の影響というものを判断していきたいと思えます。それから、モニタリングについてお尋ねがございましたけれども、1つは先ほど松本さんからもお話がありましたように、日々の変化、異常な状況が起こっていないかを見るというのが1つ大事なモニタリングの目的であります。それに加えて、当初に比べれば日々の放出量というのは減ってきている状況でありますので、むしろ、安全委員会としても実は最

近、問題意識として持っているのは、日々の評価というのをこのようにお出しするよりも、1週間単位でものを見るとかして、全体的な状況がどうかというような出しの方が付加価値があるのかなという問題意識も内部で出てきております。安全委員会としての、当初、事故直後、日々モニタリングの値が大きく変わったり、あるいはモニタリングのポイントも増えていたような状況では日々、いろいろお出しするのは重要だったのですけれども、現在のような状況ですと、もっとほかのやり方の方が付加価値があるんじゃないかという問題意識も内部で出てきておまして、ちょっとその評価のやり方というのは検討してまいりたいと思います。

A：（文科省）文部科学省でございます。データの出し方については、非常に大量なペーパーを毎回、お配りさせていただいていて恐縮ですが、得られたデータは公開するという原則の下にやっております。ただ、ホームページ上では少し工夫をしたりしております。例えば、全国の都道府県のデータについては、こういう表でも出しておりますが、ある都道府県をクリックしていただくと、その地点の経時変化が見られるようにしているとか、そういった工夫はしているつもりでございます。あと、発電所の周辺については、やはり計画的避難区域というのが設定された後は、計画的避難区域の中の観測点を増やす形で、それぞれの場所の細かいデータをなるべく頻度高く出すという形で少し変化をさせてきているところなどもございます。ただ今後、観測の頻度とか、観測の場所とか、これについてはまた、いろいろ原子力安全委員会とも相談しながら、できる限り改善、改良ということには努めていきたいと思っております。

Q：皆さん、丁寧なお言葉なんですけど、全く質問に答えられていないので、細野さんにちょっとこのトータルな意味での放出量の算出について改めてお伺いしたいんです。専門家の方のお話などだと、内部的な数字というのは絶対、東電さんなり保安院さんなり安全委員会さんなりが皆さん持っていらっしゃるといのは、皆さんがおっしゃっていて、これを出せない理由というの、先日来、細野さんとかがおっしゃっている、何でも公開していくという姿勢とちょっと反するような姿勢だと思うんですけど、なぜ今すぐ公開できないのかという部分。まだ詰めていないとおっしゃいますが絶対に内部で持っていらっしゃると思うんですね。それと、以前の数字ですと基本的にチェルノブイリというのは大気への放出のみで、それと今回の大気の比較をしても余り意味がないんじゃないかという話も聞いておまして、今回の問題は基本的にたまり水に含まれている放射性物質、それらを含めた本当の総合的な意

味で、現在、ポテンシャルとしても環境に出る放射性物質の総量というのを
出されるべきなんじゃないかと思うんですが、現在、考えていらっしゃる次
の説明もまた同じように大気へのもので、またチェルノブイリの 10%、20%
といった形で発表されるおつもりなんですか。

A：（細野補佐官）プラントの状況もまだ完全に安定しているわけではありませんので、毎日、どれくらい出ているのかというデータを正確に全て把握するのは難しいのです。ですから、ある程度の時間が経った時点で、その間の積算の放射線量としてはこれくらいだという評価をするということなんです。ですから、あるしかるべき時期、できるだけ近い時期に、ここまで総量でこれくらいというのは、皆さんにしっかりお示しをしますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。INES の評価自体は空中に出るものを基準としておりますので、それはそれで、基準に当てはまるものとしてこうだという情報は公開すべきだというふうに思います。一方で、海中に出ているものがどれくらいかということは別途、これはしっかり計算をして出さなければなりませんので、これも必要だというふうに思います。大体、この2つを足せば、今、合計でどれくらい出たかというのは皆さんに計算をしていただけるというふうに思うんです。ただ、海中も合わせて INES の評価というのとは尺度が違うもんですから、それは分けてお考えいただければいいのではないかなというふうに思います。

Q：すみません。毎日、出ていて測れないとおっしゃるんですが、専門家のお話ですと、例えばこれだけモニタリングを周辺の各地でされていて、そこから逆算してやることはそんなに難しいことではないとおっしゃるんです。これだけのいろんな専門家の方が集まっていて、そういったコンピュータモデルのようなものが現在ないというのは非常に考えにくいので、そういった逆算というのはされていらっしゃるんですか。それとも、そういったモデルみたいなものは一切ないということなののでしょうか、それが分からないというのはい。

A：（原安委）今、御指摘ありました環境モニタリングのデータから逆に推定するというやり方を、実は安全委員会は3月16日以降から行ったわけです。その結果として、4月12日にヨウ素で 1.5×10^{17} Bq、それからセシウムで 1.2×10^{16} Bqというのを出したわけです。それで、その後もより多くのモニタリングデータを使ってその見積もりをより精緻にする努力を続けようとしたんですけれども、だんだん、この環境中のダストサンプリングのサンプルの濃さ

が小さくなってきて、要は発電所から出ているものをとらまえたちりの中の放射性物質なのか、あるいは既に一旦地面に沈着したヨウ素、セシウムなどが舞い上がったことで空気中にあるものをとらまえているのか、どちらなのか判別が難しくなってきました、最終的には4月の中旬ではヨウ素について放出率が 10^{11} Bq/h 程度ということで、環境中のサンプルから得られる情報ではそれ以上の推定ができないということで、先般、5月12日に実際この解析作業をやった原研機構から委員会にも報告がありまして、そういうオーダーまで落ちていけば、そのオーダーから今現在更に1桁は落ちているというふうに見られますので、そうしますと、既にこれまで出ているヨウ素、セシウムの量から見て、大きく変わるものではないということでこの方式での見積もりはその段階で終了してございます。

Q：すみません。最後の質問だけ、よろしいですか。今の加藤さんの話だと、先ほど細野さんは数字が詰まっていなかったとおっしゃっていましたが、現状として総量がどれくらいかというのを測る手段がないようにも思えるんですが。あと、東電さんとかで建屋の周辺でキリンのようなものを使って測られていると思うんですが、それを使って逆算すればより精度の高いものが出るんじゃないかと思うんですが、それはどうなっているんでしょうか。

A：（東電）コンクリートポンプ車で建屋上空のダストのサンプリングを行っておりますけれども、これだけでなかなか放出量総量を測定するというのは難しいというふうに思っております。当然、下から出てくるものもありますし、風で横の号機から飛んでくるものもございますので、そういった意味では、このコンクリートポンプ車だけの測定で放出総量を測定するというよりも、炉心の解析の結果ですとか、原子力安全・保安院さんがやられたような外から推定するという方が正しいのではないかと考えております。

○司会

それでは次の方にまいりましょう。それでは、1番前の方と後ろから2番目の方。

○毎日新聞 河内

Q：毎日新聞の河内と言います。東電の松本さんにお伺いしたいんですけれども、先ほどの海水注入の問題で、確か16日の東電が公表した初期データの中に、各種操作の実績の取りまとめの中にいわゆる原子炉への注水実績というのがあって、この中では19時25分に海水注入を停止したという記述がある

んですけれども、これは、こういった調査に基づいてこのような表記になされたのか。その調査の根拠というのは一体どうしたのか。つまり、原発の発電所サイドへの聞き取り調査といったことはされていなかったのかどうかという点をまず1つお伺いしたいのと、今回、初期データと今回の公表データ、海水注入の問題を含め、実際の発表の内容が食い違うことに結果的にはなったんですけれども、改めて、これまで公表された初期データとかに関して、例えばもう1度点検するなり見直すなり、検証作業というのを改めてする考えがあるのかどうかというのが2点目。それと、吉田所長なんですけれども、こういった人物なのか。分かれば人物像をちょっと教えていただけないかというのが3点目。それと、先ほど質問の中にもあったんですけれども、吉田所長とのテレビ会議の中で、なぜ海水注入停止しないことを言わなかったのかについて、この点についてやはりよく分からなかったので、ヒアリングの中で所長の方から、どうしてこれまで海水注入の停止というのを言わなかったのかという理由について、何か言及することがなかったのかということをお教えいただけないでしょうか。

A：（東電）まず、注水の実績に関しましては、こちらは私どもで残っている社内のメモですとか、会議、緊急時対策本部で詰めていた者等の聞き取りによりまして、今回、各種操作の実績取りまとめの欄には書かせていただいたものでございます。この段階では、まだ、所長の吉田の方からこういった事実があるというようなことは私どもも聞いておりませんでしたので、テレビ会議で協議した内容がそのまま実際の行動にして移されているんだろうと判断しておりました。それから、そのほかの点があるかないかにつきましては、今回、吉田の方も再確認いたしましたけれども、この1件以外にはないということでございますが、引き続き、時系列の調査につきましては、聞き取り調査を含めて今、作業を進めている段階でございますので、こういった中身の訂正は絶対ないということではないというふうに考えております。それから、吉田の人物像でございますけれども、私も何回かお話をさせていただいたことがありますけれども、なかなかここで申し上げるというのは難しゅうございますので、そちらの方に関しましてはちょっと勘弁願いたいというふうに思っております。それから、テレビ会議でなぜ発言しなかったのかにつきましては、まだ、そのところまで私も聞いておりませんので、再確認させていただきたいというふうに考えております。

Q：1点だけ。吉田さんの人物像について、もしよろしければ、細野補佐官の方からお伺いできたらと思うのですが。

A：（細野補佐官）東京電力の方がお答えにならないのに、私が答えるのもちょっとおかしいですから。ただ、福島第一原子力発電所は非常に厳しい状況ですから、そういった厳しい中で働いておられる方を引っ張っていく力のある方だと私は感じましたものですから、先ほどそういう説明をいたしました。

○司会

じゃあ、どうぞ。

○朝日新聞 佐々木

Q：朝日新聞の佐々木です。海水注入の関係でお問い合わせなんですけれども、これまで、海水注入の開始というのは8時20分とされてきて、先ほどの東電さんの説明では、通報連絡の用紙にそういうふうに書いてあったということだったんですけれども、まず、細野さんと保安院にお伺いしたいのが、8時20分というのは一体何だったのかという現時点での認識と、その通報連絡は原災法に基づくものなのかどうか、それは当日保安院に届いているものなのかどうかということを確認させてください。あと、結果的に事実と異なる報告が上がっていたということになるかと思うんですけれども、それについて、どのように受け止めていらっしゃるか。要するに見方によっては、東京の方でよく分からない議論やっている、そんなのに構ってられないから現場の判断で、当然、現場はその権限が認められているので、それ自体は容認されるものだとしても、そういう状況なので現場の判断でやって、異なる報告をしたというふうに見られなくもないと思うんですね。しかも、そういう報告をして2ヶ月間、全く黙っていたということになると、ある意味、隠ぺいにとられても仕方のないふうになるかと思います。これについて、東京電力として、これまでいろいろトラブル隠しとかいろんな問題があった中で、いろいろなディスカッションをやったりですとか、言い出しやすい文化を作るといようなことをやってこられたと思うんですけれども、その反省は生かされているんでしょうかということと、規制行政である保安院に対して、それについてどう考えていらっしゃるか。以上についてお尋ねします。

A：（保安院）まず、8時20分に海水を注水したということについては、法律上に求められる様式ではありませんけれども、こういう事故の際に報告するための様式に書かれた形で保安院に提出されております。原子力災害対策特別措置法の10条の通報というのが、これが法律に基づく通報ですが、その後に出てくるものは10条の通報以降の措置というふうに紙に書いてありますけ

れども、これは法律上のものではありません。ただ、その紙は FAX で受け取っております。それから、今回、そういう意味では法律上のものとして事実と異なることが書かれていたのは、前の方の質問であった、先日、初期のデータと一緒に報告された内容、これが法律に基づく報告徴収というものでありましたので、この中に書かれていることが事実と違うということが今日、分かったわけで、これについてどう考えるかということですが、現時点で原子力安全・保安院としては事実関係が正確に報告されていないということは遺憾と言わざるを得ないと思っております。ただ、この福島第一原子力発電所の事故につきましては、何よりもまず事実が正確に把握されることが重要であります。それで、東京電力に対しては正確な報告を行うことと、それから、仮に今後も新たな事実が判明したという場合には、ためらうことなく報告してもらいたいというふうに思っておりますので、そういう旨を保安院長の方から今日、報告に来られた東電の武藤副社長に申し渡してまいります。以上です。

A：（東電）私どもも平成 14 年のときのトラブル隠し、平成 18 年、19 年のデータの改ざんといったことを踏まえまして、させない仕組みのほか、言い出す文化、言い出す仕組みということで取り組んでまいりましたけれども、今回のことにつきましては、それとは少し次元が違うのではないかと考えております。緊急事態という中で、本店と発電所の中で協議の上、決めたこととは言え、第一優先といたしましては、事故の進展をいかに防止するかということで原子炉の注水を優先させたということでございます。また、その後の対応につきましても、まだ原子炉にとっては不安定な状態が続いておりますので、一刻も早く安定した状態にすべく、所長としてはその対応に傾注していたというふうに考えております。

Q：西山さん、若しくは細野さんにですが、8 時 20 分というのは一体何だったのか。そこは今、何か把握されていらっしゃるのでしょうか。

A：（保安院）それは特に把握していません。その紙によれば、これまでに報告された事実関係としては、8 時 20 分から海水及びホウ酸による注水を開始したという報告を受けているということだけであります。

Q：今、東電の方からお答えがありましたけれども、安全文化といいますか、過去の事例に照らして今回のことをどう捉えていらっしゃるか、保安院の方からお願いします。

A：（保安院）私も過去にその幾つかの問題に関与したことがありますけれども、その段階で東京電力としても相当厳しい反省をしながら、社会的にも安全行政の面からも厳しい指摘を受けて今日まで来ているというふうに思っています。それで、今回の原因がどうだったのかとか、何かできることがあったのかとかということは、正に検証を待たなければいけませんけれども、現時点ではこれまでの経験がどうなったかということについては、はっきり申し上げられるほど今回の評価がまだ定まっていないというふうに思います。

○司会

それでは、次いかがでしょうか。それでは、今、手を挙げておられる方で最後ということで。前のお3人、後ろはお1人でしょうか。それでは、後ろの方からいきましょう。初めての方から。

○NHK 横川

Q：NHKの横川と申します。幾つかの過去の話と、作業上のことを確認させてください。始めに、細野さんにお伺いしたいんですけれども、先ほどの御説明の中で、3月12日の18時頃に総理以下集まっているいろんな会議をなさっていたというお話なんです、当時を振り返っていただいて、先ほどのお話ですと、その時間帯は海水はちょっと時間がかかるんだという議論があったという話なんです、そのとき集まった会議そのものの主な議題というのはどういったところにあったんでしょうか。若しくは、そのとき皆さんが1番注目していたテーマといいますか、議題というのはどのようなところにあったんでしょうか。これをまずお伺いさせてください。併せて、これは、細野さん、東電、保安院それぞれに確認したいんですけれども、その時間帯の段階で1号機の状態はどのような状態にあるというふうに認識されていたんでしょうか。それぞれの記憶を呼び戻していただきたいと思います。これが過去の話です。作業上の話で東電に確認したいんですけれども、飛散防止剤散布なんですけれども、先ほど御説明がありましたが、これ基本的には粒とかほこりとかが飛ばないようにするという事なんですけれども、これから梅雨の時期に入るんですけれども、梅雨の前にやっておくことによって、例えば水で流れてしまうとかそういったことを抑える効果も期待しているんでしょうかということと、あとは飛散防止剤そのものはそういった水への耐性があったかどうかということも一応、確認させてください。それと、3号機の方の移送先の建屋の水の話なんですけれども、これは廊下の方に流入が確認されたとおっしゃっていたと思うんです。もう1回確認なんです、どういった形で

それが漏れているのを確認したのかということ。例えば扉が開いていたのか。こういった理由でそちらの方に水が流れているということを確認したのか教えてください。

A：（細野補佐官）まず、1号機の状況ですけれども、その日は未明からずっと1号機のベントの作業に入って、なかなかできなくて、この6時の前の3時36分に水素爆発も起こっていますので、非常に厳しい状況まで1号機が追い込まれているということは共通認識だったと思います。ですから、6時から会議では、海水の注入が主な議題でした。1時間半ぐらいいは入らないということでしたけれども、できるだけ安全な形で早く海水を入れなければならないというのがみんなの意識だったと思います。

A：（東電）東京電力でございますけれども、まず、1号機の当時の18時～19時頃の認識でございますけれども、14時53分の淡水注入の停止以降、原子炉への注水手段がないということと、水素爆発で原子炉建屋の屋上の部分が崩落しているということを踏まえますと、非常に厳しい状況であるという認識でございましたので、一刻も早く代替注水でございます海水の注入を急ぐべきというような判断でございました。

A：（保安院）原子力安全・保安院としましては、今、細野補佐官がおっしゃったのと同じ認識でございました。

A：（東電）続きまして、飛散防止剤でございますけれども、こちらは、御質問の中にもございましたとおり、建屋の壁に付いておりますほこりですとか、細かい粒といったものが飛んでいかないようにということで、いわゆる塗り固めておくというような代物でございます。風で飛ばないことはもちろんのこと、ほか、今後、雨等が降ることが予想されますけれども、水分に対する耐力というものもございます。一旦固まった以降は流れていくようなものではございません。それから、3号機の移送先でございます雑固体廃棄物減容処理建屋でございますけれども、こちらに関しましては、処理建屋から地下通路につながるところの、いわゆる扉の部分の周辺から漏れていて、通路の中に水がたまっているということを確認いたしております。したがって、水が漏れている状況を直接確認できているというわけではございませんけれども、扉の先、通路から建屋側を見た際に、そこに扉ですとか、貫通部の止水工事をした跡がありまして、そこから見たら通路側に水がたまっているという状況であります。それで、この建屋周りの御質問で少し訂正をさせてい

ただきますけれども、この止まっている水位そのものは約2mという水位でございます。深さとしては約2mでございます。それから、この水位そのものは、トレンチのO.P.で言いますと1,100mm、それから現在、建屋側の水位が2,300ちょっとでございますので、およそ1.2mの水位差がございます。したがって、この水位差がなくなる程度まで廃棄物減容処理建屋の方の水位が下がっていくものというふうに考えております。また、一方、その周りのサブドレンの水位でございますが、小名浜ポイントで申し上げますと8.8mということでございますので、現在、建屋にたまっている水位2,300に比べますと、およそ6m50cmほど地下水の方が高いというような状況になっております。

Q：追加で確認させてください。過去の部分の話なんですが、そうしますと、その時間帯の会議が海水注入が主な議題だったということは、要するに格納容器の中の燃料をとにかく冷やさなければいけないということだと思うんですけれども、当時のその段階で、起きたものは水素爆発だという認識ですとか、格納容器そのものはちゃんとあって、とにかくそこに水を入れなければいけないという認識をお持ちだったのかどうかというのは、思い出していただいて、いかがでしょうか。

A：（細野補佐官）そのところは、私も思い出そうとしたんですが、今ひとつ鮮明ではないんです。3時36分に水素爆発があって、それを水素爆発というふうにはっきりと共通認識としてみんなが持っていたのかというところは若干、私の記憶が怪しいのです。専門家の方も含めて、事前に水素爆発を予測、これはもうできませんでしたし、その後、それがどういう事象なのかということについては東京電力の方からもなかなか情報が入らなかったものですから、6時の時点で明確に水素爆発だなという共通認識があったかどうかはちょっと自信がないのです。それで、1号機はどうかということに関して言うと、水が入っていない状態がどれぐらいの時間だったかというのは確認できていませんでしたけれども、ある程度の時間であったらろうということは夜中の状況を考えればみんな知っておりましたので、非常に厳しい状況だというふうに認識していました。格納容器の状態がどうだったのかというところまでは、余り精緻な分析がなされているような状況ではなかったと思います。

Q：例えば、圧はあるですか、少なくとも気圧は保たれているとか、そういったような情報はその段階では把握されていたのでしょうか。

A：（細野補佐官）ちょっと記憶が余り明確ではありません。ただ、当時、周辺

の放射線量を非常に気にしておりまして、仮にその放射線量がものすごい勢いで上がったとすれば、それは、燃料に相当の異変があったということを表すわけですね。もちろん、ずっと放射線量自体は厳しい状況にはなってきましたが、急激に上がるという状況にはなっていませんでしたので、そういった意味で圧力容器の中にとどまっているということが1つの前提にはなっていたような、すみません、ちょっとそこは記憶があいまいなんですけれども、そういう印象がございます。

Q：少なくともそういう安心感というか、そういう認識はお持ちだったということでしょうか。

A：（細野補佐官）だったかと思います。はい。

Q：東電と保安院の方はその辺りの認識はいかがでしょうか。

A：（東電）まず、建屋が水素爆発した件でございすけれども、こちらに関しましては、私どもも原子炉建屋が爆発を起こすということは、いわゆる予測等は全くしておりませんでした。炉心損傷の際に水素が発生して、こういったときにはもうベントをするといったことは考えておりましたけれども、それが格納容器から原子炉建屋側に漏れ出て、建屋の上部にたまって、しかも爆発というところについては、考えていなかった事態でございす。ただ、爆発するとすれば水素かという感じは持っていたと思ひすけれども、一体何でこうなったのかというところについては、この事象発生時にははっきり認識できていなかったというふうに思っております。ただ、いずれにいたしましても、海水を注入し原子炉を冷却すべきということでは、一本化といいますか、方針としては決まっておりますので、それに向けて努力をしていたというような状況になっております。また、圧力容器と格納容器の状況でございすけれども、そちらに関しましては、今回の事象の推移で、いったい当人たちがどう判断していたのかということは分かりませんけれども、いわゆるアクシデントマネジメントの中でシビアアクシデントの中の解析の方の結果を頭に描いているとすれば、今回のような事態でも格納容器が直ちに破壊されるですとか、圧力容器が破壊されているという事態ではないと認識していたと思ひす。

A：（保安院）保安院としては、保安院全体のそのときの認識ははっきりいたしませんけれども、私自身の感じでは、爆発が確かにあれはどういうもののなの

かがはっきり分からないという状態がしばらく続いた後で、格納容器なりその中身は保たれているらしいということがある時点で分かって、ある意味ほっとしたし、これから水を急いで入れなければいけないなという感じを持った記憶がありますけれども、それが果たしてどの時点だったかは今、はっきり分かりません。

○司会

次は、前の方。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾と申します。細野さん、よろしくお願いします。原子力安全委員会の助言に対する対応について質問させてください。3月28日の時点で、原子力安全委員会は1号機、2号機、3号機のメルトダウンを認識していたと、本日を含め再三、原子力安全委員会は発言されております。そして、これについては、3月28日に助言という形で、これは保安院などから助言を求められたわけではないんですが、国民全般に対する助言という形で自発的にメッセージを発したとのこと。この原子力安全委員会の助言について、当時、統合対策本部及び官邸は把握されていたのでしょうか。

A：（細野補佐官）すみません、3月28日の助言そのものが今、手元にないものですから、それがどういったものを指すのかちょっと分からないのですが、当時は、連日、様々な助言なり自主的な判断を安全委員会がされていたので、その中の1つだというふうに思います。と言っておったら、横から紙が来ました。これは、はっきり覚えております。非常に重要な助言でしたので。一時熔融した燃料と接触した格納容器内の水と書いてありまして、この一時熔融した燃料という表現はよく覚えているんです。ですから、熔融はしている、そういう認識は統合本部の全てのメンバーが持っていたと思います。その熔融の程度がどの程度なのかということについて、それぞれ、分析では必ずしも一致をしていなくて、完全に炉心そのものが熔融をして下に落ちているということについて確認がなかなかできていなかったということだと思います。ただ、いずれにしても、今から思えば、はっきりパラメーターで全て確認できなくても、およそこういう状況なのではないか、その可能性があるということについて、もう少し厳しくまず見た上で、数字が確認された時点で最終的に皆さんに正式に報告しますと言っておけばよかったんであって、安全委員会の皆さんの助言とかということ以前に、そういう厳しい認識を持つべきだったのではないかとこのように私は今、振り返っています。

Q：ありがとうございました。以上です。

○読売新聞 佐藤

Q：すみません。もし、過去の質疑の中で聞き落していたら大変、申し訳ないんですが。まず、松本さんには2点。1つは、ちょっと聞き方を変えたいんですが、吉田所長らの事情聴取が24、25まで行われなかったのはなぜなのでしょう。つまり、21日の当初の調査結果を発表する段階で、逆に事情聴取を、ヒアリングをしていなかったのはなぜなのでしょうというのがまず1点。それから、先ほど、アクシデントマネジメントでは通常、ベントを除けば所長に基本的に全部権限がある、ただ、今回は初めての経験なので多角的に検討したというような説明がありましたが、アクシデントマネジメントの位置づけは、例えばその東電の中における自主的な運用ルールということなのか、例えば保安規定のように国に認可を求めて、認可を受けた以上は遵守することが法的に義務づけられる性質のものなのかという、アクシデントマネジメントの法的な位置づけ。まず、2点聞かせてください。それと、もう1点、西山さんには、先ほど8時20分のFAX、つまり海水注入を再開したというFAXの位置づけのお答えの中で、10条通報は原災法としての位置づけだが、その後のいろいろな連絡については違うと。それで、保安院としては極めて遺憾だというような形での説明があったんですが、端的に言うとその20時20分の海水注入を再開しましたというFAXは、例えば、原災法なり炉規法なりの法律に照らして、法律の制度上抵触するものなののでしょうか。それとも、極めて遺憾なことだけれども、位置づけとしては、その後の連絡は法に義務づけられたものではないので、制度上は触れないということなのか、その法的な位置づけをもうちょっとはつきり説明していただきたいのですが。

A：（東電）まず、ヒアリングのタイミング、御質問の趣旨でございますけれども、これは5月21日に公表した後、なぜ速やかに実施しなかったのかという御趣旨でございますでしょうか。

Q：本来ならば、21日に最初の調査結果をまとめる時点で聞いていてしかるべきのような気がするんです。要は、最初の調査結果を出す前に事情聴取ができていなかったのはなぜなのでしょう。

A：（東電）そちらに関しましては、21日の公表云々ではございませんで、今回の発電所長に対するタイミングといたしましては、5月24日と25日に計画

したということでございまして、特段、21 日にこの文書を公表するから、その前にきちんとヒアリングをしておくべきというようなことの判断があったわけではございません。24 日と 25 日ということで計画がされたものでございます。それから、アクシデントマネジメントの権限云々でございすけれども、こちらはいわゆる運用そのものは、これは電気事業者が自分たちの自主的な取り組みということでシビアアクシデント対策というものを設けておりますので、手順そのものも何か保安院の認可あるいは許可が要るものではございません。私どもが自主的に定めているような運用ルールでございすけれど、そういったものを活用して、年に 1 回きちんと防災訓練をするといったことについては、保安規定の方に定められております。

Q：そうすると、少し理解に苦しむのは、ああいう重大な時系列の発表をする時に、所長のヒアリングをしないまま発表してしまっ、要するに、先にやらなければいけない、やった上で調査結果を取りまとめなければいけないという判断がなかったというのが理解に苦しむんです。逆に言うと、所長の話の聞かなくても全く構わないという判断をしたのはなぜなのでしょう。

A：（東電）再度、確認はいたしますけれども、少なくとも 12 日の 19 時 25 分頃の、私どもの本店側と発電所側でテレビ会議の場で協議した結果でございすので、それが実際には行えていなかったということについては、本店側としては、そういったことがあったという事実そのものを想像できていなかったということになります。

A：（保安院）今回の吉田所長が新しく話されたことと法律との関係ですけれども、まず、8 時 20 分に我々が受け取った FAX というのは、これは原子力防災法に基づいて東京電力が自分で定めている原子力事業者防災業務計画というものがありまして、その中にこの様式が載っている、その様式にのっとって非常に頻繁に我々に送ってくる様式なんです。これ自体は法律上求めているものではないので、ここに何か事実と違うことが書いてあっても、それはよくないことではありますけれども、法律に抵触するというものではありません。それから、もう 1 つ、さっき私が説明したんですけれども、今回、その法律との関係を問われるとすれば、先日、我々が、これは法律上の命令としてこの初期のデータなどを報告してくれということを言ってあって、それに対して東京電力から報告があって、分析をしてもらったわけですが、その中にやはり同じように 8 時 20 分から海水及びホウ酸による注水を開始と書いてあるんです。これは、今日のことが分かると、あれが真実だとす

れば、事実と違うことが書いてあるということで、こちらの方は法律との関係が生じるんですが、ただ、それに対する現在の保安院の姿勢は、このことは非常に遺憾だけれども、しかし、東電に対してはこれからもやはり正確な情報を把握することが重要なので、まず、そういうふうに心がけてもらいたいし、これからもし、ここに書いてあることと違うことが分かった場合には、すぐさまためらわずに報告してもらいたい、そういうことを私どもの院長から武藤副社長に申し上げたということが今日の対応ということであります。

○司会

それでは最後に、後ろの方をお願いします。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども、まず保安院の西山さんに。先日お願いしていた放射線量計の配付状況等がどうなっているかというのはまとめられましたでしょうか。あとは、諸外国から防護服関係がかなりの数来ているようなのですが、これは当初、外務省の方でまとめていたようなのですが、その後、保安院の方でこういったものの配付状況ですとか数であるとか、あとは種類、こういったものであるとかは確認されていますでしょうか。それから、東京電力松本さんに。先ほどの吉田所長の件なんですが、その前の武藤副社長の会見の折に、吉田所長の今後の処分等を考えているというような発言があったと思うのですが、基本的に、社内で決めていたアクシデントマネジメントに沿った形で判断したものに対して処分ということになると、今後のアクシデントマネジメントあるいは行動の関係にかなり影響を及ぼすんじゃないかと思うんです。例えば委縮させたり、そういったことが考えられるんですが、こういったことについてはどのような認識でしょうか。以上、お願いします。

A：（保安院）まず、保安院の方から。線量計の外国から届いたものについてどういう取り扱いをしているかということですが、これについては外務省と共に網羅的に調べまして、先日、昨日か一昨日ですか、御報告したように、まだ少しこれから校正したりする必要があるものについてはまだ止めおいているものもあるけれども、それ以外のものは必要としている方のところに行きわたっていることが調査結果として分かりました。それで、木野さんのお話もあってこれを明らかにしたいと思っておりまして、今、外務省と一緒に公開できるような準備をしております、準備が整えば、多分外務省になる可能性が高いですけれども、ほかの外国からいただいているものと併せ

て、恐らく外務省のホームページ上に公開するような形で明らかにしたいと思っております。それは2番目の防護服の関係についても同じように対応できるのではないかと思います。一応、分かっていたきたいのは、外国との関係でまだ幾つか何か調整してからでないと使えない品物ということもあるものですから、そういうものをどこまで外国との関係で公にするのかということがあったりするので、少しお時間をいただきたいと思います。

Q：分かりました。

A：（東電）東京電力でございますけれども、先ほど武藤が処分に関して申し上げたのは、今回の報告といいますか、この時点までこの事実が判明しなかったことでございます。海水注入そのもののことではございません。また、処分そのものについては、処分するかどうかも含めて検討中ということでございます。

○司会

よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして質疑を終わりにさせていただきます。それでは、東京電力から、今日の作業状況を説明いたします。

＜東京電力からの本日の作業状況説明について＞

○東京電力

まず、原子炉への注水状況でございますけれども、本日5時現在でございますが、1号機が6 m³/h、2号機が7、3号機が消火系で5、給水系で13.5という注水量でございます。1号機の窒素の封入でございますけれども、本日14時現在、格納容器内の圧力132.4k Pa、窒素の総封入に関しましては32,400 m³でございます。それから、使用済燃料プールの放水と注水でございますけれども、10時6分から11時36分にかけまして、2号機燃料プール冷却浄化系から約53 t、ヒドラジン込みで注水を行っております。それから、集中廃棄物処理施設の移送の状況でございますけれども、2号機からの移送に関しましては本日17時現在、プロセス主建屋の初期値からの増加量は3,892mmでございます。昨日の17時から比較いたしますと、118mmの上昇になります。それから、移送開始からの合計量といたしましては9,570 m³でございます。したがって、本日、16時01分、移送を停止ということにいたしました。2号機のタービン建屋、立坑からプロセス主建屋への移送につきましては、本日、16時01分移送を停止ということになります。3号機に関しましては、昨日、9時10分に停止し

て以降、移送はございません。本日 17 時現在の雑固体廃棄物減容処理建屋の初期値からの増加量は 3,035mm でございまして、昨日の 17 時から比較しますと 59mm 下降ということになります。トレンチの水位の状況でございますけれども、1 号機に関しましては、本日 17 時現在の値でダウンスケール、2 号機が 3,271mm で昨日の 17 時より 7mm 上昇、それから、3 号機のトレンチの水位は 3,526mm で昨日 17 時より 25mm 上昇ということになります。タービン建屋の水位でございますが、こちら 17 時の値といたしまして、1 号機が 5,050mm、2 号機が 3,235mm で昨日より 7mm 上昇になります。3 号機に関しましては 3,525mm で昨日より 31mm 上昇ということになります。4 号機に関しましては 3,516mm でこちら 34mm 上昇になります。飛散防止剤の散布でございますけれども、クローラードンプによります散布を 1 号機原子炉建屋北側に対しまして約 6,000 m²実施いたしました。有人によります散布としましては、不燃物処理施設周辺に対しまして 7,875 m²でございます。それから、遠隔操作によります瓦れきの撤去でございますが、旧事務本館周辺にてコンテナ 1 個分の瓦れきを撤去いたしております。本日までの累計量といたしまして、コンテナ 206 個ということになります。それから、各号機の建屋の作業状況でございますけれども、1 号機に関しましては搬入した空冷チラーの仮組みをを引き続き実施しております。それから、2 号機に関しましては、本日、原子炉建屋に入りましてダストサンプリングの装置を設置しております。入域時間といたしましては、15 時 19 分～15 時 32 分の 13 分間ということになりますが、こちらに関しましては、作業時間ということでございますので、実際に原子炉建屋に入っている時間はこれより短くなります。ダストサンプリングのために入っておりますが、社員 2 名で入っております。被ばく線量、それからダストの回収等につきましては、まだ確認ができておりません。場所は原子炉建屋の北側の 2 重扉の少し入った所ということになります。それから、3 号機に対しましては大物搬入口前の瓦れきの撤去を引き続き、昨日、本日と実施しております。明日も同様の作業予定になります。4 号機でございますが、使用済燃料プール底部の支持構造物の設置工事に対しまして、本日と同作業、クリーンアップ熱交換器のポンプ室の干渉物撤去を原子炉建屋の 2 階で実施しております。2 号機の原子炉注水の給水系への切り替えに関しましては、本日、14 時 45 分から復水器からタービン建屋の地下への水抜き約 600 m³を実施中でございます。明日は、この配管にたまった水位を確認後、配管の切断、溶接を 29 日までの予定で実施する予定でございます。それから、2 号機の使用済燃料プールの代替冷却装置の設置作業につきましては、本日と同様、明日も二次系の接続作業を実施いたします。それから、6 号機の非常用ディーゼル発電機の海水冷却ポンプにつきましては、本日、試運転を実施しておりまして、試運転が完了次第、作業としては終了ということになります。

それから、6号機に対しましては、タービンビルから仮設タンクの方への 400 t の移送を現在、実施中でございます。私からは以上になります。

（東電）先ほど、江川さんから質問をちょうだいしました件に関しまして1点、回答させていただきます。農林漁業者の方々への対応でございますけれども、現在、5月末頃までに仮払いを開始することを目指しまして、今、準備を進めているところでございます。具体的な対応が決まりましたら、改めてお知らせさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

どうもありがとうございました。以上をもちまして、本日の合同記者会見は終わりにさせていただきます。長時間、本当に大変ありがとうございました。次回でございますが、明日の 16 時半からということで予定しておりますので、よろしくお願いいたします。